

**平成 28 年熊本地震における  
日本看護協会の取り組み  
(報告書)**

**平成 28 年 9 月**

**公益社団法人 日本看護協会**



## はじめに

平成 28 年 4 月 14 日、そして 17 日、熊本県を中心として大きな地震が発生しました。最大震度 7 という想像を超える強い揺れが、わずか 3 日の間に 2 度も起こったことは、この「平成 28 年熊本地震」の大きな特徴であるといえるでしょう。被災地域では、この体験の恐怖から自宅での生活に不安を感じた人々や自宅を失った人々などが、長期に渡る避難所での生活を余儀なくされました。

日本看護協会は、発災翌朝には危機対策本部を設置すると同時に、特に被災の大きかった熊本県看護協会はじめ、全国の都道府県看護協会と連携を図り、災害支援ナースの派遣等の支援活動を進めてまいりました。

本報告書は、発災以降に本会が実施してきた支援活動の内容を記録としてまとめたものです。当時の被災地の状況等に応じて臨機応変に対応していた内容を振り返り、記録として残すことで、支援活動を行う職能団体としての成果とともに課題を見出し、今後の災害支援活動のあり方を検討する際に貴重な資料となると考え、作成を致しました。本報告書を手にした皆様が、それぞれの場で参考としていただければ幸いです。

このたびの支援活動は、全国の都道府県看護協会はじめ、災害支援ナースとして派遣にご協力下さった看護職の皆様、災害支援ナースの所属施設の管理者をはじめとする皆様の支援があったからこそ実現したものです。改めて、関係者の皆様に御礼申し上げます。

発災から約半年を経た現在もなお不自由な暮らしを送っている方も多く、復興に向けた歩みはまだ始まったばかりです。復興のために尽力されている関係各位の安全と、被災地の皆さまに一日も早く平穏な日常が戻ることを祈念いたします。

平成 28 年 9 月  
公益社団法人 日本看護協会  
会 長 坂本 すが



# 目 次

はじめに

目次

I. 「平成 28 年熊本地震」 概要 .....	1
II. 災害支援の経過 .....	3
III. 危機対策本部の設置について .....	6
IV. 災害支援ナースの活動 .....	8
1. 災害支援ナースとは .....	8
2. 災害支援ナースの支援活動 .....	10
3. 災害支援ナース活動報告集計結果 .....	14
4. 都道府県看護協会からの意見のまとめ .....	18
5. 各都道府県看護協会による災害支援ナースの活動状況 .....	22
V. 都道府県看護協会との連携 .....	23
VI. 災害支援ナースの派遣対応 .....	29
VII. 他団体との連携について .....	32
VIII. 国外からの支援への対応 .....	34
IX. 広報活動 .....	35
X. 罹災見舞金等 .....	36
資料 .....	37

おわりに



# I. 「平成 28 年熊本地震」概要

## 1) 災害概要<sup>※1</sup>

平成 28 年 4 月 14 日夜より、熊本県と大分県で相次いで強い地震が発生した。

当初は、4 月 14 日に発生した地震が本震であり、以降の地震は余震と捉えられていたが、4 月 16 日未明に再び震度 7 の地震が起きたことを受け、気象庁は 14 日の地震が前震であり、16 日に本震が発生したという見解を発表している。

### (1) 前震

災害発生日時 平成 28 年 4 月 14 日（木）午後 9 時 26 分  
被災地域 熊本県熊本地方を中心に佐賀、福岡、長崎等  
最大震度 震度 7（熊本県益城町）、M6.5

### (2) 本震

災害発生日時 平成 28 年 4 月 16 日（土）午前 1 時 25 分  
被災地域 熊本県熊本地方を中心に九州全域  
最大震度 震度 7（熊本県益城町、西原村）、M7.3

以降、7 月末までの間に震度 1 以上の余震が計 1,900 回以上観測されている。

## 2) 被害状況

死者<sup>※2</sup> 49 名（警察が検視により確認している死者数）  
重軽傷<sup>※2</sup> 2,131 名  
避難者<sup>※1</sup> 避難所 855 ヶ所、避難者 183,882 名（最大；4 月 17 日 9 時 30 分）  
建物被害<sup>※2</sup> 36,499 棟（全半壊）  
土砂災害<sup>※3</sup> 190 件

## 3) 会員の被害状況

死者 1 名  
出勤できない看護職<sup>※4</sup> 27 施設、計 30 名  
避難所から出勤している看護職<sup>※4</sup> 82 施設、計 230 名（最大 25 名/施設）

※1 内閣府発表：平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について、平成 28 年 8 月 1 日 12 時

※2 消防庁発表：熊本県熊本地方を震源とする地震 第 71 報、平成 28 年 8 月 12 日 10 時

※3 国土交通省発表：平成28年熊本地震による土砂災害の概要

※4 熊本県看護協会：平成28年熊本地震 会員施設の被災状況調査結果（平成28年5月13日  
時点 平成28年6月6日分とりまとめ内容より）



## Ⅱ. 災害支援の経過

熊本県を中心とする2度の大きな地震の発生を受け、本会は直ちに危機対策本部を設置し、被害の大きかった熊本県看護協会、大分県看護協会、鹿児島看護協会と連絡を取り合い、被害状況の確認と支援の必要性等について情報共有を図った。

4月17日より熊本県看護協会による災害支援ナースの派遣が開始されたものの、2度にわたる震度7の地震は熊本県内に大きな被害を及ぼしたこともあり、本会では約1ヵ月半に及ぶ災害支援ナースの派遣調整をはじめ、被災地域および会員を含む被災者の支援を行った。

支援の経過（概要）

日時	概要
4月14日	21:26 熊本県を中心とした最大震度7の地震が発生
4月15日	9:15 危機対策本部設置（坂本すが会長、井伊久美子専務理事、中板育美災害担当理事）
	10:00 47都道府県看護協会宛に被害状況および災害支援ナースの派遣要請がないことをFAXにて連絡
	10:30 被災者健康支援連絡協議会より、メーリングリストで情報共有を図る旨の連絡あり
	13:40 中板理事より被災者健康支援連絡協議会に本会の状況を報告
	16:15 熊本県看護協会より連絡あり状況を確認 →レベル1での対応が決定
	16:45 厚生労働省看護課よりメールにて「被災地への看護師等の医療従事者の派遣について（依頼）」受信。
4月16日	1:25 熊本県を中心とした最大震度7の地震が再び発生
	12:30 熊本県看護協会および大分県看護協会と情報共有、レベル1の継続を確認
4月17日	13:00 中板理事と熊本県看護協会会長でレベルの引き上げを検討する方向で合意
4月18日	9:30 危機対策本部開催 →レベル2への移行が決定
	10:30 福岡、宮崎、鹿児島県看護協会に災害支援ナース派遣の打診、了解を得る
	14:00 危機対策本部開催
	17:00 被災者健康支援連絡協議会出席
	18:00 厚生労働省看護課と災害支援ナース派遣状況について毎日定時に情報共有することで合意

4月19日	13:20	熊本県健康福祉部より災害支援ナースの派遣場所に関する要請受領
	13:30	長崎県看護協会に災害支援ナース派遣の打診、了解を得る
	14:50	佐賀県看護協会に災害支援ナース派遣の打診、了解を得る
4月20日	レベル2として災害支援ナースが熊本県内の避難所にて活動開始	
4月21日	9:30	本会職員が熊本県看護協会に到着、24日までの活動を開始
	16:40	危機対策本部メンバーにてレベル3への引き上げが決定、本会内にて全役職員によるメールでの情報共有 →レベル3への移行が決定
4月22日	11:00	47都道府県看護協会宛にレベル3への対応に関して事務連絡発信
	12:00	関東・近畿地区の都道府県看護協会に派遣を打診、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県より了解を得る
	16:00	山口県看護協会に派遣を打診、了解を得る
4月23日	10:00	日本航空および全日本空輸に航空券手配の開始
	18:00	熊本県コーディネーター調整会議参加
4月25日	10:00	危機対策本部開催
4月26日	17:00	被災者健康支援連絡協議会出席
4月28日	9:00	中板理事宛に熊本市から災害支援ナース派遣の依頼
4月29日	レベル3として災害支援ナースが熊本市を含む熊本県内の避難所にて活動開始	
5月2日	10:00	危機対策本部開催
5月9日	14:00	危機対策本部開催
	15:00	47都道府県看護協会長宛に5月末までの災害支援ナース派遣について事務連絡を发出
5月10日	9:00	中板理事が熊本県看護協会に到着、11日までの活動を開始
	13:00	熊本県コーディネーター調整会議参加
5月13日	本会第1回理事会にて活動の報告	
5月23日	坂本会長が熊本県看護協会、益城町役場および4か所の避難所を訪問	
	16:30	熊本県への災害支援ナース派遣について一部避難所での活動を6月以降継続の依頼あり。
5月24日	8:50	熊本市への災害支援ナースの派遣について5月29日発を最終班とすることが決定

5月24日	11:30 危機対策本部開催 →6月1日を以ってレベル2に移行、6月10日まで災害支援ナース派遣を延長
5月25日	11:00 大分県、宮崎県看護協会に6月1日以降の派遣延長打診、了解を得る
5月31日	11:30 危機対策本部開催
6月1日	レベル2に移行し災害支援ナースの派遣を継続 →レベル2へ移行
6月4日	熊本県に派遣している災害支援ナースについて6月10日を以って終了する旨が決定
6月8日	18:00 熊本県看護協会より、レベル1として派遣している災害支援ナースについて6月14日を以って終了する旨、連絡あり
6月9日	本会通常総会において活動の報告
6月10日	本会にて派遣調整した災害支援ナース全てが帰還 →レベル2での活動終了
6月14日	熊本県看護協会より派遣した災害支援ナース全てが帰還
	11:30 危機対策本部開催 →危機対策本部を解散

### Ⅲ. 危機対策本部の設置について

「危機対策本部」は、本会の「危機管理基本規定」に基づき、自然災害等の外部要因による危機対応のため、会長を副本部長、専務理事及び危機担当理事を副本部長として設置する。平成 28 年熊本地震に際しては以下の内容で 8 回開催された。

危機対策本部	主な内容・決定事項等
第 1 回 (4/18)	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災からの熊本県看護協会の状況、益城町での支援活動について</li> <li>・熊本県災害対策本部、阿蘇保健所、御船保健所からの情報について</li> <li>・熊本県内の医療機関の状況について</li> <li>・本会の今後の対応について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県看護協会と協議のうえ、レベル 2 へ移行する</li> <li>・福岡、宮崎、鹿児島県看護協会への支援要請する</li> <li>・派遣形態は 3 泊 4 日、1 チーム 4 名、5 月末までを目処とする</li> <li>・派遣先は熊本市内の大規模避難所を想定。具体的には今後の情報収集で決定</li> <li>・活動場所までの交通手段については、派遣先、支援規模が決定次第検討する</li> </ul>
第 2 回 (4/18)	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 2 への移行を報告</li> <li>・医療機関への支援について</li> <li>・避難所のニーズについて</li> <li>・熊本県ナースセンターの状況について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・益城町、熊本市内の大規模避難所から派遣開始する</li> </ul>
第 3 回 (4/25)	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 3 への移行について</li> <li>・4/29 出発からレベル 3 対応となり、羽田・伊丹空港のアクセスを考慮して関東・近畿の 8 都府県、新幹線ルートで山口県看護協会へ支援要請</li> <li>・4/21 から熊本県入りした本会職員より、現地の状況報告</li> <li>・医療機関への支援について</li> <li>・会員の被災状況について</li> <li>・連休中の本会の支援体制について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 3 移行を確認</li> <li>・羽田・伊丹空港で本会職員がチケットを渡し、オリエンテーションをする</li> <li>・被災地での送迎手配のため 4/26 に本会職員が現地入りし、契約を行う</li> </ul>
第 4 回 (5/2)	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/29 から開始したレベル 3 の支援活動について経過報告</li> <li>・病院への支援について</li> <li>・活動中の災害支援ナースの二次災害防止について</li> <li>・羽田・伊丹空港での本会職員による対応について</li> </ul>

<p>第 5 回 (5/9)</p>	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5/10 より危機担当理事が熊本県を訪問し、災害支援ナースの活動や病院支援に関して調整を行う件について方向性の確認</li> <li>・熊本県内の訪問看護ステーションの状況について</li> <li>・被災地における保険診療の再開について</li> <li>・帰還後の災害支援ナースに対するフォローアップについて</li> <li>・災害支援ナース以外で各県から派遣される看護職について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県庁と災害支援ナースの活動場所について調整を行う</li> <li>・熊本県協会と調整し、会員の被災状況を把握する</li> </ul>
<p>第 6 回 (5/24)</p>	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からのニーズ把握について</li> <li>・被災看護職の再就職の状況について</li> <li>・今後の災害看護関連事業に反映すべき点について</li> <li>・災害支援ナースの活動の収束時期について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナースの活動の収束時期について、益城町の仮設住宅設置を注視しながら、熊本県看護協会と調整を行う</li> </ul>
<p>第 7 回 (5/31)</p>	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 3 の終了、レベル 2 への移行について</li> <li>・熊本県看護協会による会員施設被災状況調査について</li> <li>・海外からの寄付金等について</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 3 を 6/1 で終了し、レベル 2 へ移行する。</li> <li>・レベル 2 の活動場所は 2 か所とし、大分・宮崎県看護協会より派遣。6/10 で終了する。</li> </ul>
<p>第 8 回 (6/14)</p>	<p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動経過の確認</li> <li>・災害支援ナースの負傷・保険適用事案を報告</li> </ul> <p><b>【決定事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回をもって平成 28 年熊本地震の危機対策本部を解散</li> </ul>

## IV. 災害支援ナースの活動

### 1. 災害支援ナースとは

#### 1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、都道府県看護協会に登録されている。

災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

#### 2) 災害支援ナース登録者数

平成 28 年 3 月末現在、全国の都道府県看護協会に登録されている災害支援ナースの人数は計 8,412 名となっている。

また、登録者の内訳については、保健師 79 名 (0.9%)、助産師 141 名 (1.7%)、看護師 7,501 名 (89.2%)、准看護師 179 名 (2.1%)、未回答 512 名 (6.1%) となっている。

#### 3) 災害支援ナースに登録するための要件・条件および登録の取り消し

災害支援ナースに登録するための要件として本会が示すものは以下の通りとなっている。

- ・ 都道府県看護協会の会員であること
- ・ 実務経験年数が 5 年以上であること
- ・ 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- ・ 災害支援ナース養成のための研修を受講していること

ただし、都道府県看護協会長が特別の事情があると認めた場合には、上記の要件に関わらず登録を認めることができる。

また、災害支援ナースとして登録する際には、以下の条件を満たすことが望ましいとしている。

- ・ 定期的（1年に1回程度）に本会または都道府県看護協会で開催する災害看護研修もしくは合同防災訓練への参加が可能であること
- ・ 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入していること
- ・ 帰還後に都道府県看護協会が主催する報告会・交流会等への参加が可能であること

さらに、災害支援ナースが以下の事由に該当する場合は、都道府県看護協会長は登録を取り消すことが望ましいとしている。

- ・ 災害支援ナースとして登録している都道府県看護協会の会員資格を喪失したとき
- ・ 行政処分により看護職の免許が取り消されたとき
- ・ その他登録先の都道府県看護協会長が、登録を取り消す必要があると特に認めたとき

#### 4) 災害支援ナースの活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、発災後 3 日以降から 1 ヶ月間を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた 3 泊 4 日とする。

#### 5) 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関・社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

#### 6) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

平成 26 年、本会は都道府県看護協会と「災害支援ナース派遣に関する協定書」を締結し、同協定に基づく支援対応を実施することとしている。

災害支援ナース派遣の際には、災害の規模等に応じてレベル 1～3 に区分し、レベルごとに定められた方法で本会または災害が発生した都道府県看護協会（以下、「被災県看護協会」とする）が災害支援ナースの派遣調整を行う。

#### 災害支援ナース派遣の基準

対応区分	災害の規模	被災県に協力する看護協会	派遣調整
レベル 1 単独支援対応	被災県看護協会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会	被災県看護協会
レベル 2 近隣支援対応	被災県看護協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分な場合	近隣県看護協会 (被災県看護協会を含む)	日本看護協会
レベル 3 広域支援対応	被災県看護協会及び近隣県看護協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分な場合 支援活動が長期化すると見込まれる場合	全国の都道府県看護協会 (被災県看護協会および近隣県看護協会を含む)	

## 2. 災害支援ナースの支援活動

### 1) 派遣概要

2度目の震度7の地震が発生した翌4月17日、熊本県看護協会は熊本県からの要請により、被害の大きかった益城町内3ヶ所の避難所に対し災害支援ナースを派遣した。その後、各地域の被害状況が把握されるにつれ、多くの避難所で看護ニーズが高いと判断され、計7ヶ所の避難所への災害支援ナースの派遣が追加要請された。

そこで、対応区分をレベル2として福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県看護協会に協力を依頼し、4月20日より本会による災害支援ナースの派遣調整を開始、さらに4月29日には派遣元となる都道府県看護協会を拡大し、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、山口県看護協会を加えてレベル3での派遣を行った。

派遣当初は5月末を活動終了の目処としていたものの、被災状況や復興・復旧の状況を鑑み、熊本県と調整の結果、宮崎県、大分県看護協会からの協力を得て6月1～10日までをレベル2として活動を延長した。最終的に本会は、レベル2および3の期間で延べ1,688名の災害支援ナースを4市7町村、計29ヶ所の避難所に派遣している。

熊本県看護協会も、役職員自身の被災や建物被害があったにも関わらず、発災直後から熊本県からの要請に応え、6月14日まで途切れることなく県内で災害支援ナースを派遣した。その派遣形態は、日中と夜間の2交替を主としており、特に被害の大きかった益城町をはじめ、宇城市、上益城郡嘉島町の計6ヶ所の避難所に対して、延べ273名の派遣を行っている。

一連の派遣にあたっては、熊本県看護協会と本会で密な情報共有を行っている。特に、災害レベルの変更の際や活動場所の検討の際には、熊本県看護協会の被災状況および活動状況等を踏まえながら、より効果的となる支援のあり方をともに検討し、常に連携を図ることができるよう心がけた。

### 災害支援ナース派遣の経緯

月日	対応	災害支援ナース派遣状況
4月15日	熊本県より熊本県看護協会に対して災害支援ナースの派遣要請あり、レベル1としての対応が決定	
4月17日		
4月18日	本会危機対策本部においてレベル2への移行を決定	レベル1での派遣開始(熊本県看護協会)
4月20日		レベル2での派遣開始(福岡県、宮崎県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県看護協会)
4月21日	本会危機対策本部においてレベル3への移行を決定	
4月29日		レベル3での派遣開始(レベル2での派遣元県看護協会に加え、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、山口県看護協会)
5月31日	本会危機対策本部において6月10日までのレベル2への移行を決定	
6月1日		レベル2での派遣開始(大分県、宮崎県看護協会)
6月10日		レベル2での派遣終了
6月14日		レベル1での派遣終了(熊本県看護協会)



## 災害支援ナース派遣者数概要

派遣調整	熊本県看護協会			日本看護協会										
	宇城市	益城町	嘉島町	熊本市	宇土市	宇城市	阿蘇市	嘉島町	甲佐町	大津町	御船町	益城町	西原村	南阿蘇村
活動場所数(カ所)	2	3	1	1	2	1	4	2	3	2	2	6	4	2
派遣者数(延べ)(名)	45	202	26	88	32	136	192	104	104	108	104	256	334	230
計(延べ)(名)	273			1,688										

## 本会調整による災害支援ナース派遣者数

所属先都府県看護協会	人数(延べ)	所属先都府県看護協会	人数(延べ)
埼玉県看護協会	176	山口県看護協会	176
千葉県看護協会	144	福岡県看護協会	144
東京都看護協会	120	佐賀県看護協会	40
神奈川県看護協会	112	長崎県看護協会	56
滋賀県看護協会	88	大分県看護協会	128
京都府看護協会	64	宮崎県看護協会	144
大阪府看護協会	136	鹿児島県看護協会	112
奈良県看護協会	48		
		計	1,688

## 2) 災害支援ナースの活動

災害支援ナースは、看護職能団体の一員として被災した看護職の負担軽減と被災者の健康レベル維持を目的としており、その活動場所は被災した医療機関や避難所等である。今回の支援活動では、熊本県と熊本市が医療機関も含めてニーズを検討し、本会に対しては避難所への支援を要請した。

災害支援ナースは、衣食住の全てを自己完結とした上で活動場所となった避難所に常駐し、3泊4日の支援活動を行った。そして、市町村の保健師はじめ支援に入った他の医療チーム等と連携をとりつつ、看護職独自の視点で、自宅に戻ることができない人々の生命と暮らしを守るために力を発揮した。

今回の震災では、度重なる余震に対する不安や恐怖を抱えて夜間のみ避難所を訪れる人も多くいた。そのような中、災害支援ナースは主に以下のような支援を行い、それぞれの活動場所で大きな役割を発揮した。

- ・ 自宅の片付けで負傷した人への創傷処置
- ・ 避難所の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・ 服薬に関する相談と助言
- ・ 体調不良者の受診支援や医療チームへの橋渡し
- ・ ラジオ体操や運動の推奨などエコノミー症候群の予防
- ・ 救急搬送など急変者への対応
- ・ 高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要援護者の個別の対応

国会調整による災害支援ナースの活動場所と派遣者数一覧（実数）

班		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
出発日	月	4月				5月							
	日	20	23	26	29	2	5	8	11	14	17	20	
熊本市	若葉小学校				2	2	2	2	2	2	2	2	
	特別養護老人ホーム シルバーピアさくら樹										2	2	
宇土市	宇土小学校	4	2										
	宇土保健センター			2									
宇城市	小川総合文化センター レポート	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	
阿蘇市	農業改善センター	2	2	2	2	2	2	2	2				
	一の宮小学校	2	2	2	2	2	2	2	2				
	阿蘇中学校	2	2										
	阿蘇西小学校			2	2	2	2	2	2				
上益城郡	嘉島町	子育て支援センター		2	2								
		町民体育館				2	2	2	2	2	2	2	2
	甲佐町	甲佐中学校		2									
		甲佐小学校			2	2							
		総合保健福祉センター					2	2	2	2	2	2	2
	御船町	高木小学校		2									
		御船中学校			2	2	2	2	2	2	2	2	2
	益城町	阿蘇熊本空港 ホテルエミナース				2	2	2	2	2	2	2	2
		特別養護老人ホーム いこいの里									2	2	2
		公民館津森分館									2	2	2
		公民館飯野分館 保健福祉センター はびねす									2		
	菊池郡	大津町	老人福祉センター		2	2	2	2	2	2	2	2	2
本田技研													
阿蘇郡	西原村	山西小学校	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		河原小学校		2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		西原中学校				2	2	2	2	2	2	2	
		構造改善センター											
	南阿蘇村	南阿蘇中学校	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2
久木野総合 福祉センター					2	2	2	2	2	2	2	2	
派遣者数		実数	20	28	28	32	32	32	32	32	32	30	30
		延べ人数	80	112	112	128	128	128	128	128	128	120	120

班		12	13	14	15	16	17	計	派遣元県協会	
月		5月			6月					
日		23	26	29	1	4	7			
熊本市	若葉小学校	2	2	2				22	宮崎、山口	
	特別養護老人ホーム シルバーピアさくら樹	2	2	2				10	佐賀、神奈川	
宇土市	宇土小学校							6	福岡	
	宇土保健センター							2	佐賀	
宇城市	小川総合文化センター ラポート	2	2	2				34	宮崎、山口、鹿児島	
阿蘇市	農業改善センター							16	福岡、大分、	
	一の宮小学校							16	福岡、埼玉	
	阿蘇中学校							4	福岡	
	阿蘇西小学校							12	大分、千葉	
上益城郡	嘉島町	子育て支援センター						4	鹿児島	
		町民体育館	2	2	2				22	鹿児島、神奈川、大阪
	甲佐町	甲佐中学校								鹿児島
		甲佐小学校							4	鹿児島
		総合保健福祉センター	2	2	2				20	鹿児島、奈良、山口
	御船町	高木小学校							2	長崎
		御船中学校	2	2	2				24	長崎、山口、滋賀、大阪
	益城町	阿蘇熊本空港 ホテルエミナース	2	2	2				22	奈良、京都、大阪、山口
		特別養護老人ホーム いこいの里	2	2	2				12	埼玉
		公民館津森分館	2	2	2				12	埼玉
		公民館飯野分館							2	神奈川
		保健福祉センター はびねす				2	2	2	6	宮崎
菊池郡	大津町	老人福祉センター	2	2	2			26	福岡、山口、千葉、佐賀、 大阪、滋賀	
		本田技研	2						2	東京
阿蘇郡	西原村	山西小学校	2	2	2			28	宮崎、神奈川、千葉、大阪	
		河原小学校	2	2	2			26	長崎、山口、千葉、大阪	
		西原中学校	2						18	滋賀、神奈川
		構造改善センター	2	2	2	2	2	2	12	大分
	南阿蘇村	南阿蘇中学校							40	福岡、東京
		久木野総合 福祉センター							16	埼玉、大分
派遣者	実数		30	26	26	4	4	4	422	
	延べ人数		120	104	104	16	16	16	1,688	

### 3. 災害支援ナース活動報告集計結果

今回の災害時支援においては、レベル 2 および 3 として複数の都道府県看護協会から災害支援ナースが派遣となっていることから、活動報告のための用紙を共通の内容となるよう作成した。これにより、災害支援ナースの視点により活動場所の看護ニーズ、それぞれの活動場所に特有の条件等の情報を得ることで、本会にとって派遣調整の検討材料とするとともに、災害支援ナースの具体的な活動を把握し、支援活動全体の評価に活用することを意図した。

本稿では、提出された活動報告書の集計結果について報告する。

#### 1) 方法

##### (1) 対象

災害支援ナース活動報告書（以下「報告書」 p. 37 資料 1 参照）404 枚

- ❖ 報告書は災害支援ナース 1 名につき 1 枚記入
- ❖ 災害支援ナースが所属する都道府県看護協会に提出し、その後都道府県看護協会が日本看護協会へ提出

##### (2) 行為の抽出の手順

- ① 報告書の「活動内容」の項目に記載された内容から、行為のレベルで読み取れるものを抽出する。
- ② 抽出された内容を東日本大震災の災害支援ナース活動記録集計結果を参考に分類する。（分類コードを表 1 として示す）
- ③ 大分類での抽出数と全体に対する割合（図 1）、時系列による活動・行為の変化（図 2）を示す。

都道府県看護協会の多くは、レベル 1 での活動用として災害支援ナースの活動報告様式を作成している。

一方で、本会が派遣調整した東日本大震災（レベル 3）、平成 27 年関東・東北豪雨（レベル 2）、そして平成 28 年熊本地震（レベル 3）では、その災害ごとの活動内容を想定しながら、その都度、新たな報告書を用意してきた。

今後、災害支援ナースの活動の継続的な評価のためにも、都道府県看護協会とも連携しながら、これまでの活動経験を活かした報告書様式の検討が必要である。

表 1. 災害支援ナース活動記録集計 分類コード

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類	
観察・モニタリング	バイタルサインの測定	バイタルサインの測定	環境への働きかけ	生活環境の整備	福祉避難所入所対象者の入所（移動）の依頼	
		血圧測定			感染症エリアの作成・感染者隔離部屋の確保	
基本的生活行動の援助	食事の援助	状態の観察・健康状態の確認			トイレの設置・整備	
		配膳・下膳			授乳室の設置	
		食事の準備			食事スペースの確保	
	排泄の援助	食事介助			段ボールベッドの設置	
		オムツ交換			室温調節	
		排泄誘導			換気	
		排泄介助			照明の調整	
	清潔保持の援助	トイレ歩行付添・介助			口腔ケア（義歯洗浄含）	手指消毒薬の設置
		清拭			清拭	支援物資の管理・補充
		入浴介助			入浴介助	掃除・ゴミ捨て
足浴		足浴	清掃（トイレ）			
洗濯		洗濯	清掃（トイレ以外）			
更衣		更衣	ゴミの回収・ゴミ捨て			
移動の援助	移動の介助	移動の介助	ゴミの分別の呼び掛け・表示			
		睡眠の援助	睡眠の援助	申し送り・引き継ぎ		
			睡眠の援助	オリエンテーション		
			睡眠の援助	オリエンテーション		
情動・認知・行動への働きかけ	傾聴	傾聴・話し相手	情報活動	ミーティング	避難所で活動する支援者のミーティング・カンファレンス参加	
	受診促進	受診促進			地域で活動する支援者のミーティングに参加	
	健康相談	健康相談			報告	都道府県看護協会、日本看護協会への報告
	熱中症注意喚起	熱中症（予防）注意喚起			巡回	巡回・巡視
	感染症予防指導	手洗い・うがい・手指消毒励行			情報収集・情報提供	情報収集
	食中毒予防の指導	食中毒予防の指導			情報提供	情報提供
	DVT予防指導	運動・体操をすすめる			情報交換	情報交換
医療処置の実施・管理	薬物療法の援助	服薬指導	避難場所の状況把握	記録	避難者数の確認	
		配薬			避難所MAPの作成・更新	
		内服確認			記録	記録
		内服介助				記録
		点眼				記録
		調剤薬局へ薬を取りに行く			記録	
	診察介助	避難所内救護所での診察介助	その他	その他	必要物品・不足物品の洗い出し	
		回診介助			クレーム対応	
	感冒罹患者の対応	感冒罹患者対応	その他	その他	必要物品・不足物品の洗い出し	
	熱中症罹患者の対応	熱中症罹患者対応				
	下痢嘔吐者の対応	下痢・嘔吐者対応				
	救急搬送	救急搬送の依頼準備				
		救急搬送同行				
外傷	創傷処置					
	褥傷の処置					

## 2) 結果

### (1) 活動・行為の抽出数

404 枚の報告書から 2,040 の活動・行為が抽出された。

### (2) 活動・行為の抽出数と全体に対する割合

全活動期間にあたる 4 月 20 日から 6 月 10 日までの間の活動報告として提出された内容のうち、抽出された活動・行為として、最も多かったものは「情報活動」(27.0%、552 件)であった。次いで、「情動・認知・行動への働きかけ」(16.8%、342 件)、「観察・モニタリング」(322 件、15.8%) という結果であった(図 1「全活動期間における活動・行為の抽出数と割合」参照)

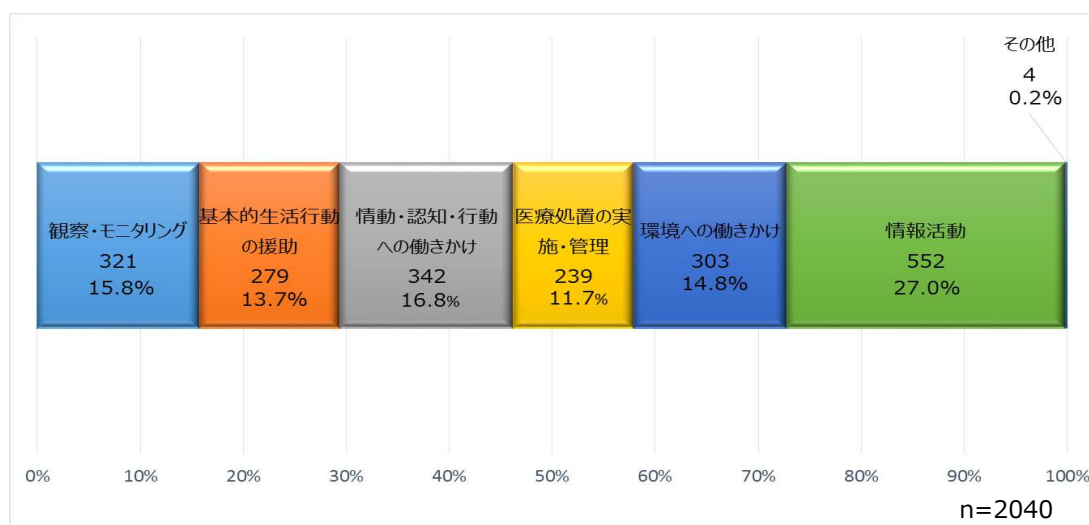


図 1 全活動期間における活動・行為の抽出数と割合

(3) 各期間の活動総数に対する大分類活動の割合を用いた時系列推移

災害支援ナースの活動・行為を6日（ただし6月1～10日のみ10日間）ごとに区分し、結果の推移を示したところ、初期の派遣時期を除いて「情報活動」が常に最も多い結果となった。また、派遣初期には多く挙げられていた「環境への働きかけ」が活動終了頃には低下している一方、「観察・モニタリング」は増加している結果となった（図2「各期間の活動総数に対する大分類活動の割合を用いた時系列推移」参照）。

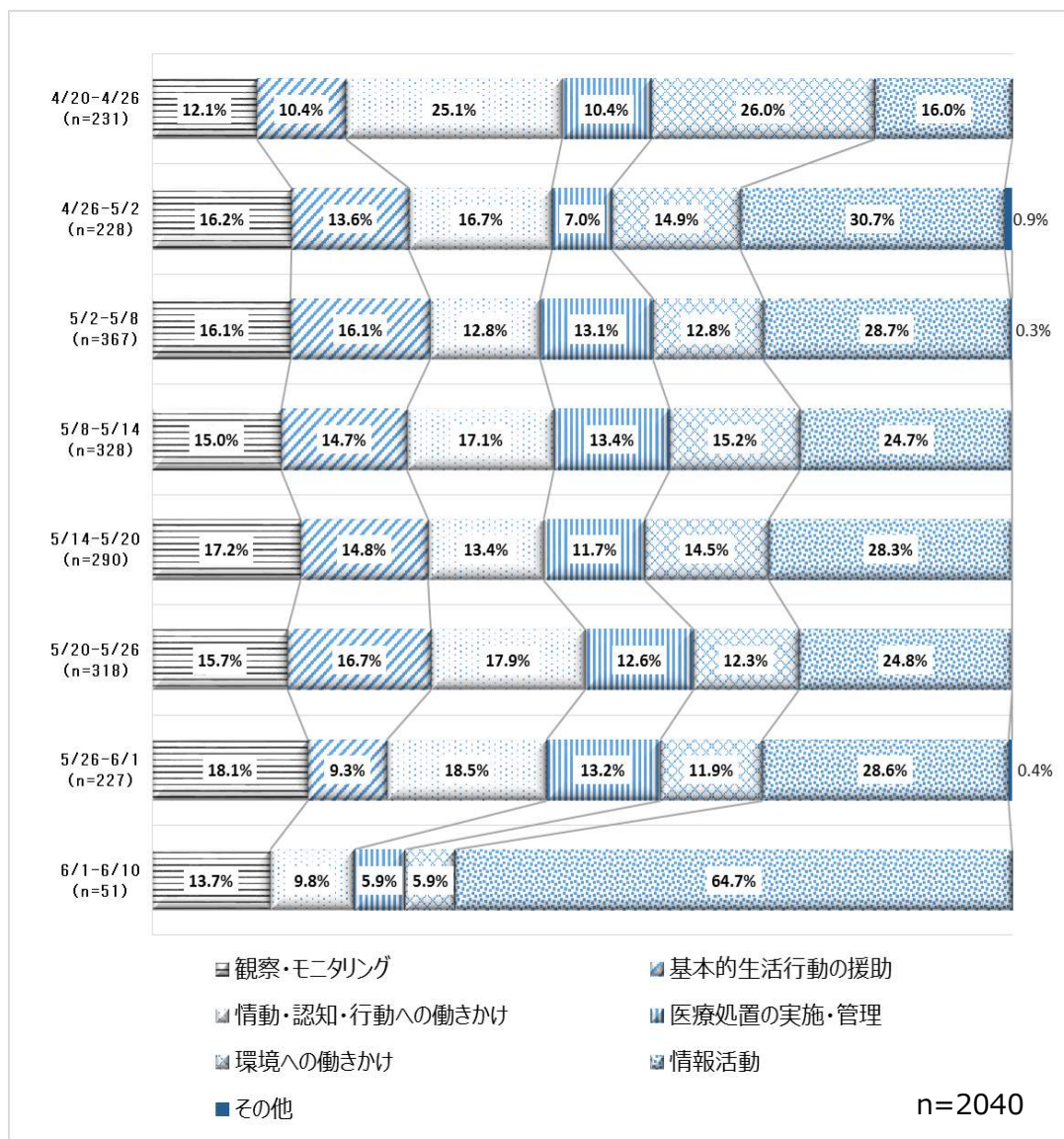


図2 各期間の活動総数に対する大分類活動の割合を用いた時系列推移

## 4. 都道府県看護協会からの意見のまとめ

平成 28 年熊本地震におけるレベル 2（近隣県対応）及びレベル 3（広域支援対応）での対応は、都道府県看護協会が派遣元となり、日本看護協会が派遣調整を行い、両者の協働・連携のもと災害支援ナースを派遣した。

今回の災害時支援の経験を今後の体制整備の充実に活かすため、派遣元となった都道府県看護協会に災害支援ナースの派遣に関する意見を収集した。その結果を以下に示す。

### 1)方法

対象：日本看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行った 15 都府県看護協会

期間：平成 28 年 6 月 13 日～6 月 30 日

方法：質問紙をメールと郵送で配布し、メールまたは FAX で回収した。

質問は今後の災害時支援の体制整備を検討するための内容で、8 項目を独自に作成した。

### 2)結果

15 の都府県看護協会すべてから回答を得た。

回答を類似の内容でまとめ、質問項目ごとに表に示す。

#### (1)本会の対応・活動で良かったことと改善すべきこと

分類（抽出された回答数）	主な回答	
良かったこと (20)	情報提供(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供がタイムリーであった。</li> <li>・派遣に関する情報や注意点が細かく伝えられた。</li> <li>・変化する状況や支援ナースの立場を理解し、的確な情報を提供していた。</li> </ul>
	対応(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者・体調不良者が出た際に迅速に対応された。</li> <li>・連休前の対応が早く、支援ナースへの連絡が休日前に完了できた。</li> </ul>
	オリエンテーション(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的、かつ、有用なオリエンテーション内容であった。</li> </ul>
	レベルの変更(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 2 から 3 への切り替えが順調に実施でき、収束時の切り替えもスムーズであった。</li> </ul>
	派遣の方法(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出発日が固定され、派遣期間も一定であったので調整しやすかった。</li> <li>・同じ活動場所に連続して入れたので、災害支援ナース間の情報伝達がしやすかった。</li> </ul>
改善すべきこと (23)	情報共有(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中の災害支援ナースからの情報と日本看護協会からの情報にタイムラグがあり、両者に何度も確認する作業が生じた。</li> </ul>
	情報発信(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の最新情報がほしかった。</li> <li>・派遣開始やレベルの変更など、もっと早く判断してほしい。</li> </ul>
	派遣決定(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣決定がもう少し早くわかると準備の時間がとれる。</li> </ul>
	派遣の方法(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ施設から複数派遣するのではなく、均等に選んだほうがよい。</li> </ul>
	記録用紙(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録用紙は統一できるとよい。</li> </ul>
	その他(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナース派遣調整合同訓練は引き継ぎや報告まで含めて実施してほしい。</li> <li>・感染対策に使用する物品の購入経費について一部補助してほしい。</li> </ul>



(2) 都府県看護協会の対応・活動で良かったことと改善すべきこと

分類(抽出された回答数)		主な回答
良かったこと (33)	派遣調整(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の災害支援ナースからの情報を基に問題解決したり、必要な携行品を追加するなど、都度対応したので、大きな問題を残すことはなかった。</li> <li>・今回の災害は近隣県で発生したため、レベル2または3になることが早い段階から予測でき、災害支援ナースにも周知できた。</li> </ul>
	災害支援ナース所属施設との連携(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年の災害支援ナース派遣調整合同訓練に参加していたので、今回の派遣要請に対して迅速に対応していた。</li> </ul>
	事前のオリエンテーションと災害支援ナースの不安の軽減(12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出発前に対面でオリエンテーションを行ったので災害支援ナースの不安の軽減につながった。</li> <li>・交通機関が乱れている中で災害支援ナースを安全に、かつ、確実に活動場所へ送るためにタクシーを準備したことは災害支援ナースに安心感を与えた。</li> </ul>
	携行品(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナースが個人装備の準備だけ行えばよいようにした。</li> </ul>
	マニュアル(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の派遣調整の経験から、現在の規程やマニュアルの修正の必要性を確認できた。</li> </ul>
	事務局(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの災害情報や災害支援ナース派遣状況の掲載、一斉メール配信を適時実施できた。</li> </ul>
	その他(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナースの所属施設に保険の加入について事前に周知した。</li> </ul>
改善すべきこと (24)	派遣候補者の確保(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナースの所属施設にはDMAT, JMAT, DPATへの派遣要請もあり、院内のスタッフが不足したり、勤務調整が困難になり、災害支援ナースを派遣したくてもできないことがあった。</li> <li>・災害支援ナース登録者数と実働可能数が同じではない。</li> </ul>
	災害支援ナースの健康管理(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には健康管理は自己管理と考えているが、県協会がどこまで個人に働きかけるかは課題である。</li> </ul>
	災害支援ナースへの連絡と情報提供、携行品の準備(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携行品の点検が不十分で、直前になって足りない物品を揃えなければならなかった。</li> <li>・被災地の状況や支援ニーズが変化する中で、災害支援ナースへタイムリーに情報提供することができなかった。</li> </ul>
	情報の入手(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接ケア以外の避難所のメンテナンスに関わるような情報を入手するのに時間がかかった。</li> <li>・休日を含めた災害支援ナースと所属施設との情報伝達ルートの確保が必要だと痛感した。</li> </ul>
	協会内の体制(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本看護協会との災害支援ナース派遣調整合同訓練に関わる職員を増やし、業務を分担して迅速に動けるようにしたい。</li> </ul>
	マニュアル(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れマニュアルの早期作成と派遣マニュアルの見直しが必要である。</li> </ul>
	その他(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナースの派遣について、県と情報が共有できていなかった。</li> </ul>

(3) 今回の派遣活動を通じて都府県看護協会が今後取組みたいこと

分類(抽出された回答数)	主な回答
災害支援ナースの実践力の向上(7)	・災害支援ナース育成研修で実践に近いシミュレーションを行う。 ・災害支援ナースの役割やあるべき姿について繰り返し意識付けを図る。
災害支援ナース登録の推進(6)	・災害支援ナースの登録者の増加を目指す。 ・災害支援ナースの登録管理システムを構築したい。
災害支援ナース所属施設との連携(3)	・災害看護研修(管理者編)で、支援者ストレスや災害支援ナースの帰還後のフォローアップについて伝えたい。
協会内の体制(5)	・休日・時間外の連絡方法と役割分担を検討したい。 ・災害支援ナースの活動を支えるための環境整備をさらに進めたい。
マニュアル(6)	・マニュアルの見直しに取組みたい。
行政との連携(2)	・県だけでなく、市町村へ災害支援ナースの周知を図る。
意見交換会、報告会(3)	・今後の派遣や今後の研修に活かせるように内容を練る。
その他(10)	・災害支援ナース派遣調整合同訓練の周知を図る。 ・災害看護委員会活動を進める。

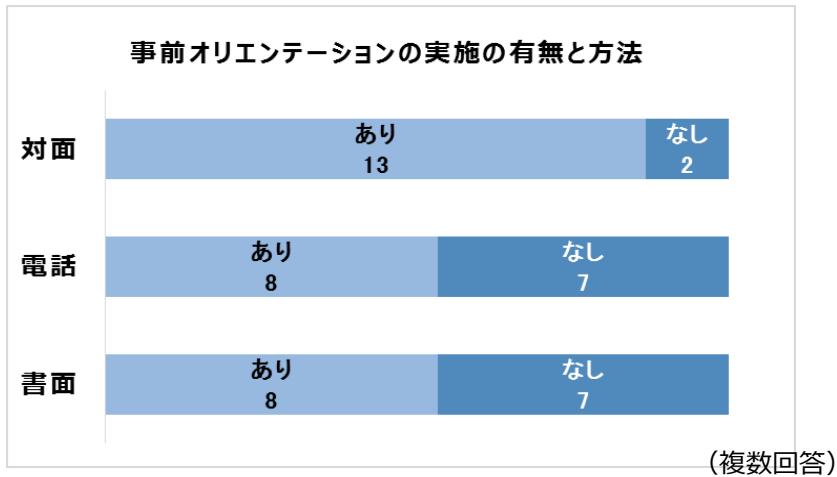
(4) 他の都道府県看護協会と共有したいこと

分類(抽出された回答数)	主な回答
災害支援ナースの活動(4)	・自己完結型の活動の考え方と具体的な行動について共有したい。 ・早めに日本看護協会から情報を得てオリエンテーションを実施することと、心構えを重点的に説明したほうがよい。
現地での連携(2)	・災害支援ナースと保健師がどう連携していくのかについて共有したい。
情報共有(5)	・都道府県看護協会が避難所の最新情報を得る仕組みと、他の都道府県との積極的な情報交換が必要である。 ・情報共有のために利用できるツールについて共有したい。
派遣調整(3)	・自県以外の都道府県看護協会の派遣調整の状況を共有したい。
レベル1での対応(1)	・レベル1での対応や県との連携、協働の体制について共有したい。
その他(5)	・派遣調整を行った県協会の災害担当者の意見交換を行いたい。互いの活動や思いを共有したい。 ・携行品の準備や管理について共有したい。

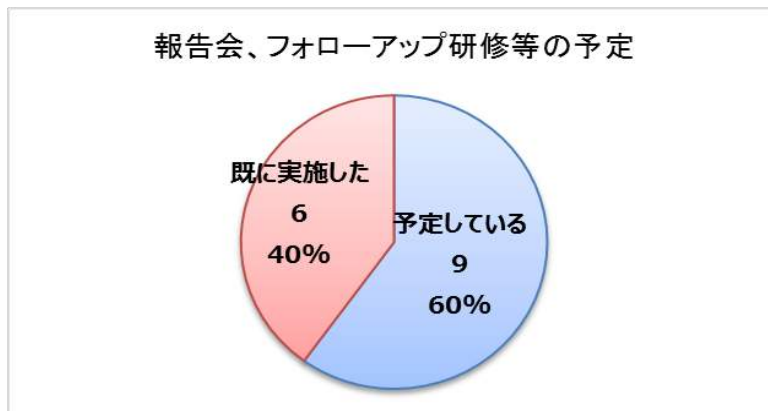
(5) 災害支援ナースの育成・教育で配慮すべきこと

- ・ 自己完結型の活動の理解 (4)
- ・ 他職種連携 (4)
- ・ ところのケア、心理面への配慮 (3)
- ・ 災害支援ナースの心構え (2)
- ・ 平時から看護実践力を積み上げること (2)
- ・ 自己教育力を育むこと (2)
- ・ その他 (12)

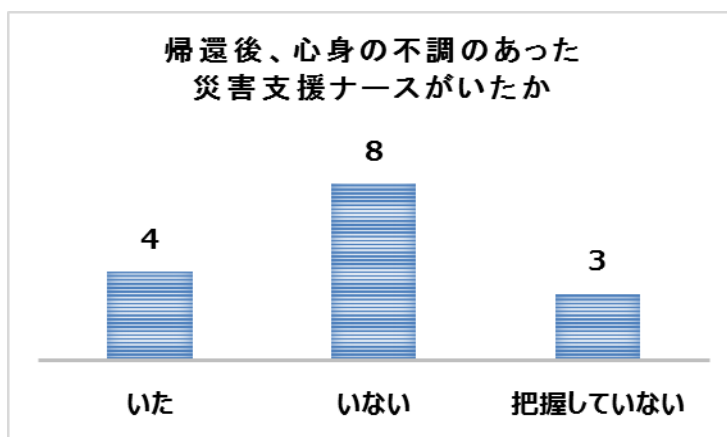
(6) 事前オリエンテーションの実施の有無と方法



(7) 報告会やフォローアップ研修の予定の有無



(8) 心身に不調のあった災害支援ナースがいたか



不調の具体的な状態

- ・ 帰還後数日間気分の高揚が続いた
- ・ 活動中に夜眠れず、病院の仕事に復帰した2~3日は仕事に集中できなかった 等

## 5. 各都道府県看護協会による災害支援ナースの活動状況

東日本大震災以降、災害支援ナースの存在や活躍は広く認識されるようになったことから、災害時には、被災地域の様々な場所で災害支援ナースのニーズが高まっている。平成28年熊本地震においては、自治体、他団体との協定や要請に基づき、本会および被災県看護協会である熊本県看護協会以外の看護協会も派遣調整を行った。

今回、都道府県看護協会が派遣調整を行った災害支援ナースの活動について、本会が例年実施している災害看護関連事業活動状況調査を通じて把握しているものは以下の通りである。

派遣形態	派遣調整を行った都道府県看護協会	人数（実人数）
JMAT	5 県(宮城、京都、兵庫、鳥取、岡山)	57 人
自治体からの医療救護班	1 県(徳島)	6 人
	計	63 人

また上記のほか、実際に派遣にはならなかったものの、待機要請等に対応し、派遣の準備を行った都道府県看護協会も3件（茨城県、岐阜県、愛媛県）あったことが確認されている。

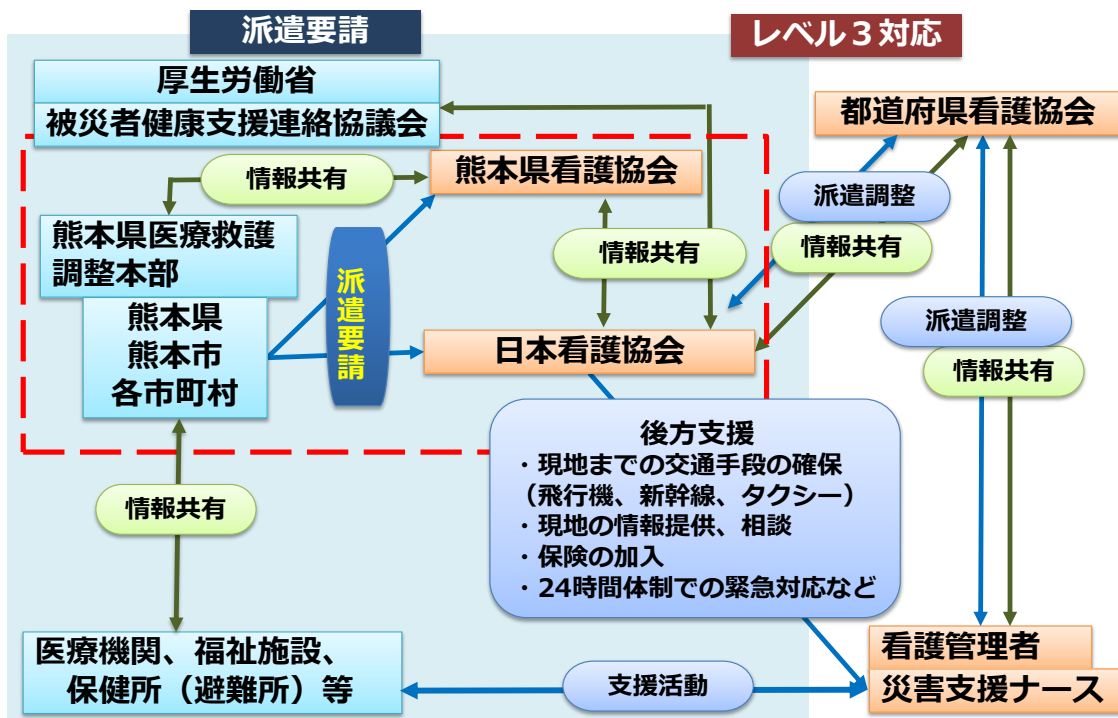
## V. 都道府県看護協会との連携

本会は、災害支援ナースの派遣に関する考え方や災害発生時の対応等を「災害支援ナース派遣要領」として示している。この要領をもとに、本会は都道府県看護協会と「災害支援ナース派遣に関する協定書」を締結し、大規模自然災害発生時に、災害支援ナースの派遣を円滑に進めるための体制を整備してきた。

有事の際に滞りなく運用できるよう、年に1度「都道府県看護協会と本会との災害支援ナース派遣調整訓練」を実施し、派遣調整の連絡専用の「様式」を用いて、派遣要請、候補者リストの提出、シフト表の調整と災害支援ナース所属施設への周知などの手順を確認している。

平成28年熊本地震への支援活動においても、熊本県看護協会ならびに本会の派遣調整で災害支援ナースを派遣した15都府県協会はもとより、全国の都道府県看護協会の理解と支援によって災害看護支援活動を実施した。

災害支援ナースの派遣調整



### 1) 47 都道府県看護協会への情報共有

(1) 事務連絡（法人会員ネット、FAX送信）(p. 38 資料2～p. 43 資料7)

災害支援ナース派遣調整以外の依頼・通知は、「事務連絡」として発出した。

全6件

・4月15日 事務連絡「熊本県における地震災害の支援について（ご連絡）」

内容：4月14日21時26分に発生し、益城町で震度7を記録した地震を受けて、熊本県看護協会の役職員の状況等の報告。

- ・4月22日 事務連絡「熊本地震への支援レベル引き上げ（レベル3）について（ご依頼）」  
内容：支援レベル3への引き上げの報告と、関東・近畿ブロックの県協会のうち空港へのアクセスを考慮して派遣要請する旨の連絡。
- ・4月25日 事務連絡「熊本地震への災害支援ナースの派遣状況について（ご依頼）」  
内容：本会の派遣調整以外で都道府県による医療救護班等の要請で活動している災害支援ナースの状況把握をはかった。
- ・5月9日 事務連絡「災害支援ナースの今後の派遣予定について」  
内容：活動の今後の見通しについて情報共有。派遣期間は5月末を目途とすることと、派遣元県協会の範囲は拡大しない予定を連絡。
- ・5月16日 事務連絡「平成28年度災害時の看護支援活動に関する事業予定について」  
内容：熊本地震を受けて、今年度の災害看護事業を繰り延べする旨を連絡。
- ・5月31日 事務連絡「災害支援ナースの派遣について（レベル2へ移行のご連絡）」  
内容：レベル3を5月29日出発・6月1日帰還者にて終了。6月1日からレベル2へ移行し、引き続き大分県・宮崎県看護協会が活動。6月10日をもってレベル2の活動を終了する予定を報告。

## (2) 様式（法人会員ネット、FAX送信）

- ①様式1「災害発生に関する報告書」（法人会員ネット、FAX送信）
  - ・第1報（4月15日）～第7報（4月29日）
- ②様式4「派遣決定通知」（法人会員ネット、FAX送信）
  - ・第1報（4月19日）～第21報（5月31日）
- ③様式5「派遣要請終了」（法人会員ネット、FAX送信）
  - ・6月6日発出
- ④様式6「活動終了報告」（法人会員ネット、FAX送信）
  - ・6月10日発出

## 2) 災害支援ナース派遣調整に関する連絡

本会は熊本地震への支援活動において、3泊4日の活動開始から終了までのサイクルを全ての活動場所で共通の日程とした。災害支援ナースの派遣要請にあたっては、派遣クール(p.44 資料8)の表を示し、各班の出発日から4日連続で活動可能な候補者のリスト提出を依頼した。

本会の派遣調整によって災害支援ナースを派遣した15都府県看護協会との連絡は、主にメールとファクシミリ送信にて行った。

### (1) 本会から派遣元都府県看護協会へ送付する様式

- ①様式2「災害支援ナース派遣要請（活動場所）」
  - 「活動場所1-第1報」（4月19日発出）～「活動場所38-第1報」（5月28日発出）全49件
  - ・38か所の活動場所について派遣要請を発出した。うち9か所は活動に至る前に、熊本県からの要請が変更され、派遣中止となった。
  - ・要請内容（派遣人数、支援期間等）の変更に伴い、活動場所によって最大第3報まで発出。

## ②様式3「災害支援ナース派遣シフト表」

「活動場所1-第1報」(4月19日発出)～「活動場所38第1報」(5月30日発出)全199件

- ・活動場所ごとに1班2名か4名のチーム編成、活動期間3泊4日のシフトを作成した。
- ・変化する現地の状況を熊本県・熊本市と情報共有しながら活動期間を調整し、派遣協力都府県協会からの候補者リスト(様式C)をもとに、シフト表を作成した。
- ・避難所の集約等によって、活動期間中に活動場所や活動期間が変更となる場合もあり、活動場所1か所につき、最大14報まで発出した。

## (2)被災県看護協会から本会へ送付される様式

### ①様式A「災害状況連絡票」全1件

「災害状況連絡票-第1報」(4月15日受信)全1件

- ・熊本県看護協会の役職員・建物の被害状況について連絡

### ②様式B「災害支援ナース派遣要請票」全49件

「災害ナース派遣要請票1-第1報」(4月18日受信)～「災害ナース派遣要請票38-第1報」(5月28日受信)

- ・本支援活動においては、熊本県・熊本市が派遣要請先を決定し、様式Bによって本会に対し災害支援ナースの派遣を要請した。
- ・派遣に至らなかった場所も含め、49件の様式Bを受信した。

### ③様式D「災害支援ナース派遣要請終了票」

- ・本支援活動における派遣要請終了の判断は、熊本県と熊本市より、「様式」ではなく電話とメールで連絡された。

## (3)派遣元都府県看護協会から本会へ送付される様式

### ①様式C「災害支援ナース派遣候補者リスト」全103件

15都府県看護協会より、4月18日から5月27日まで派遣候補者リストが提出された。

- ・災害支援ナース派遣候補者の総数は、563名。

### ②様式E「災害支援ナース派遣終了票」

- ・派遣元都府県協会が派遣した全ての災害支援ナースの帰還を確認次第、本会に通知された。6月15日に熊本県看護協会から最終の様式Eが送付され、全ての活動終了を確認。

本会発出文書および様式の経過

月日	時間	内容
4月15日		事務連絡「熊本県における地震災害の支援について（ご連絡）」
	16:30	様式1「災害発生に関する報告書」（第1報）
4月18日	10:30	様式1（第2報）
	19:00	様式2「災害支援ナース派遣要請」（活動場所①～⑦－第1報）
	19:30	様式1（第3報）
4月19日	10:58	様式3「災害支援ナース派遣シフト表」（活動場所①～⑦－第1報）
	12:00	様式4「災害支援ナース派遣決定通知」（第1報）
	14:00	様式2（活動場所①～⑦－第2報）
	17:00	様式3（活動場所⑧～⑪－第1報）
	17:30	様式2（活動場所⑧～⑪－第1報）
	18:00	様式4（第2報）
4月20日	18:30	様式1（第4報）
	14:30	様式2（活動場所⑨－第2報、⑫－第1報）
	17:30	様式3（活動場所④⑧⑨⑩－第2報）
4月21日	19:00	様式1（第5報）、様式4（第3報）
	16:00	様式2（活動場所②－第3報、⑬～⑰－第1報）
	17:30	様式3（活動場所②⑪－第2報、⑨－第3報、⑬～⑰－第1報）
4月22日	18:30	様式4（第4報）
		事務連絡「熊本地震への支援レベル引き上げ（レベル3）について（ご依頼）」
	14:30	様式3（活動場所⑱－第1報）、様式4（第5報）
	18:00	様式2（活動場所⑲－第1報）、様式3（活動場所⑲－第1報）
4月23日	19:00	様式4（第6報）
	19:30	様式1（第6報）
	11:30	様式2（活動場所⑲－第2報）、様式3（活動場所②④⑧⑩⑪－第3報、⑨－第4報、⑬⑭⑯⑰⑲－第2報）
4月25日	14:30	様式3（活動場所⑳－第1報）
	16:00	様式4（第7報）
		事務連絡「熊本地震への災害支援ナースの派遣状況について（ご依頼）」
4月26日	9:00	様式2（活動場所㉑－第1報）、様式3（活動場所㉑－第1報）、様式4（第8報）
	15:30	様式2（活動場所㉓－第1報）、様式3（活動場所㉒㉓－第1報）
	16:30	様式4（第9報）
	17:30	様式2（活動場所㉔－第1報）
	18:00	様式4（第10報）
4月27日	14:00	様式2（活動場所㉕～㉗－第1報）
	16:30	様式3（活動場所④⑧⑩⑪－第4報、⑨－第5報、⑬⑭⑯－第3報、㉑～㉔－第2報、㉕㉖－第1報）
	18:00	様式4（第11報）
4月27日	11:00	様式3（活動場所⑨－第6報、㉑－第3報）
	19:30	様式3（活動場所④⑧⑩⑪－第5報、⑨－第7報、⑬⑭⑯㉑－第4報、㉓㉔－第3報、㉕㉖－第2報）
	20:30	様式4（第12報）



4月28日	9:00	様式3(活動場所⑱-第5報)
	14:00	様式3(活動場所④-第6報、㉗-第1報)
	16:00	様式4(第13報)
4月29日	9:00	様式3(活動場所⑨-第8報、⑪-第6報、㉔-第4報)
	15:00	様式2(活動場所㉒-第1報)、様式3(活動場所⑬-第5報)
	17:00	様式1(第7報)
5月1日	15:00	様式2(活動場所㉑-第1報)、様式3(活動場所⑪-第7報)
5月2日	13:00	様式2(活動場所㉓-第1報)、様式3(活動場所⑨-第9報、㉑-第5報)
	16:00	様式4(第14報)
5月6日	15:00	様式3(活動場所⑨-第10報、㉑-第2報)
5月8日	9:00	様式3(活動場所⑪-第8報)
5月9日		<b>事務連絡「災害支援ナースの今後の派遣予定について」</b>
	9:00	様式3(活動場所④-第7報、⑧⑩⑱-第6報、⑨-第11報、⑭-第5報、㉓-第4報、㉔-第5報、㉕㉖㉑-第3報、㉗㉘㉓-第2報)
	10:00	様式2(活動場所④-第3報)、様式4(第15報)
5月11日	17:00	様式2(活動場所㉑~㉓-第1報)
5月12日	9:00	様式3(活動場所④-第8報、⑩⑱-第7報、⑪-第9報、⑭-第6報、㉓-第5報、㉕㉖㉑-第4報、㉗㉘㉓-第3報、活動場所㉑~㉓-第1報)
	10:00	様式4(第16報)
	17:00	様式3(活動場所④-第9報、⑩⑱-第8報、⑪-第10報、⑭-第7報、㉓-第6報、㉕㉖㉑-第5報、㉗㉘㉓-第4報、㉑~㉓-第2報)
	18:00	様式4(第17報)
5月13日	12:00	様式2(活動場所㉔-第1報)、様式3(活動場所㉔-第1報)
	13:00	様式3(活動場所㉒-第1報)
	18:00	様式4(第18報)
	17:00	様式2(活動場所⑪-第2報)様式3(活動場所⑪-第11報)
5月16日		<b>事務連絡「平成28年度災害時の看護支援活動に関する事業予定について」</b>
5月17日	12:00	様式2(活動場所㉕-第1報)
	13:00	様式3(活動場所㉑-第3報、㉕-第1報)
5月18日	9:00	様式3(活動場所④-第10報、⑩⑱-第9報、⑪-第12報、⑭-第8報、㉓-第7報、㉕㉖㉑-第6報、㉗㉘㉓-第5報、㉓-第3報、㉔㉕-第2報)
	14:00	様式4(第19報)
5月19日	9:00	様式3(活動場所④-第11報、⑩⑱-第10報、⑪-第13報、⑭-第9報、㉓-第8報、㉕㉖㉑-第7報、㉗㉘㉓-第6報、㉓-第4報、㉔㉕-第3報)
5月24日	9:00	様式2(活動場所㉖-第1報、㉑-第8報)、様式3(活動場所㉖㉗-第1報)
	14:00	様式2(活動場所㉗-第1報)、様式3(活動場所④-第12報、⑩⑱-第11報、⑪-第14報、⑭-第10報、㉓-第9報、㉖-第8報、㉗㉘㉓-第7報、㉓-第5報、㉔㉕-第4報、㉖-第2報)
	17:00	様式4(第20報)

5月26日	10:00	様式3(活動場所④-第13報、⑩⑱-第12報、⑭-第11報、⑲-第10報、⑳-第9報、㉑㉒㉓-第8報、㉔-第6報、㉕㉖-第5報、㉗-第3報)
5月30日	10:00	様式2(活動場所㉘-第1報)、様式3(活動場所㉙-第4報、㉚-第1報)
5月31日		事務連絡「災害支援ナースの派遣について(レベル2へ移行のご連絡)」
	14:00	様式4(第21報)
6月6日	9:00	様式5「災害支援ナース派遣要請終了票」
6月10日	17:30	様式6「災害支援ナース活動終了報告」

#### 活動場所一覧

No.	市町村	活動場所	No.	市町村	活動場所
①	宇土市	花園小学校	⑳	上益城郡御船町	高木小学校
②	宇土市	宇土小学校	㉑	上益城郡甲佐町	甲佐小学校
③	宇土市	網津小学校	㉒	宇土市	保健センター
④	宇城市	小川総合文化センター レポート	㉓	上益城郡御船町	御船中学校
			㉔	阿蘇市	阿蘇西小学校
⑤	宇城市	当尾小学校	㉕	阿蘇郡西原村	西原中学校
⑥	宇城市	不知火公民館	㉖	上益城郡益城町	阿蘇熊本空港ホテルエ ミナース
⑦	宇城市	豊野公民館	㉗	熊本市	若葉小学校
⑧	阿蘇市	農業改善センター	㉘	上益城郡嘉島町	町民体育館
⑨	阿蘇市	一の宮小学校	㉙	阿蘇郡南阿蘇村	久木野総合福祉センタ ー
⑩	阿蘇郡西原村	山西小学校	㉚	上益城郡甲佐町	総合保健福祉センター
⑪	阿蘇郡南阿蘇村	南阿蘇中学校	㉛	上益城郡益城町	公民館飯野分館
⑫	阿蘇市	阿蘇中学校	㉜	上益城郡益城町	公民館福田分館
⑬	上益城郡嘉島町	子育て支援センター	㉝	上益城郡益城町	特別養護老人ホームい こいの里
⑭	阿蘇郡西原村	河原小学校	㉞	上益城郡益城町	公民館津森分館
⑮	高森町	総合センター	㉟	熊本市	特別養護老人ホームシ ルバーピアさくら樹
⑯	上益城郡甲佐町	甲佐中学校			
⑰	上益城郡御船町	御船小学校	㊱	阿蘇郡西原村	構造改善センター
⑱	菊池郡大津町	総合体育館	㊲	菊池郡大津町	本田技研
㉑	菊池郡大津町	老人福祉センター	㊳	上益城郡益城町	保健福祉センターはび ねす

## VI. 災害支援ナースの派遣対応

災害支援ナースの活動で何よりも重要なのは、災害支援ナース自身の安全確保である。被災地での活動は常に二次災害の危険と隣り合わせであり、平成 28 年熊本地震でも余震が続く中で支援活動となった。さらに、不案内な土地での被災者支援は、時として支援者の心身に大きな負荷をかける恐れもある。

災害支援ナースの安全な活動のために、本会は都道府県看護協会との連携により、活動場所までの交通手段の確保や傷害保険加入などのハード面と、常に連絡がとれる電話の携帯や、派遣時期に応じて心身の健康に関する啓発資料を作成するなどソフト面の両面から対応を行った。

### 1) 活動場所までの交通手段等について

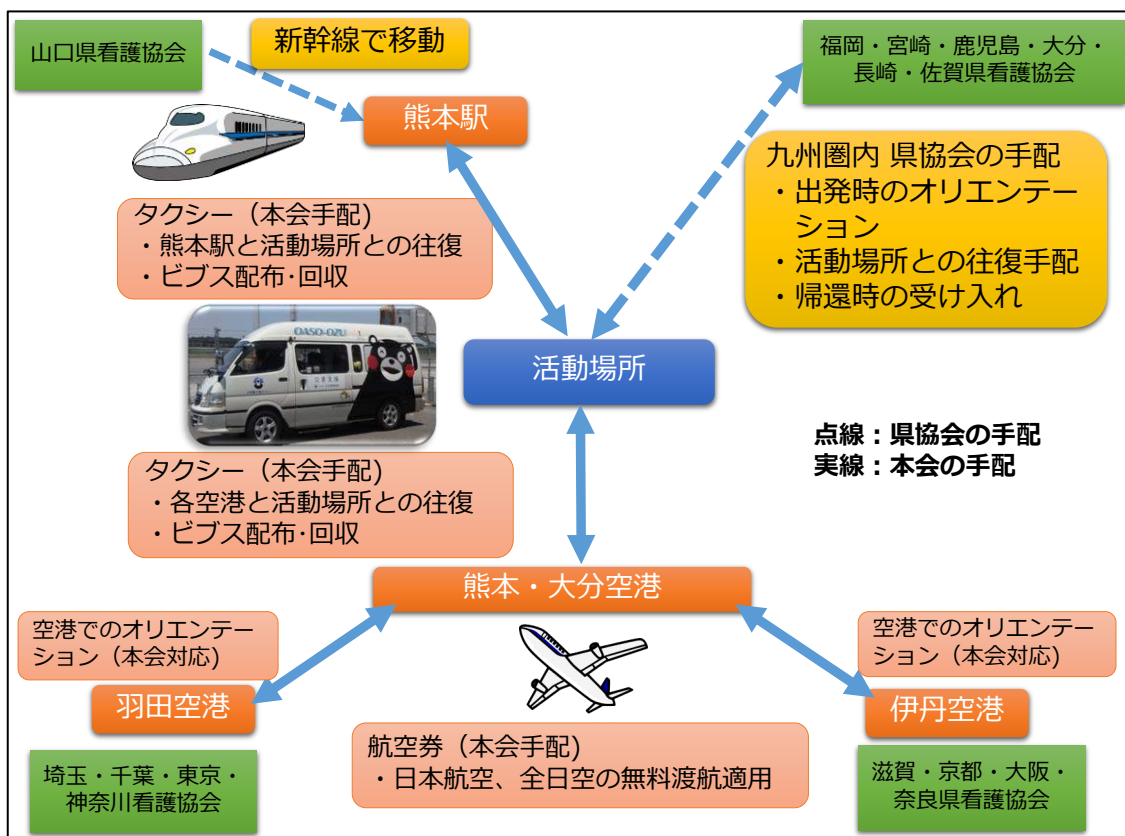
#### (1) 交通手配について

活動場所まで確実に災害支援ナースを送り、そして活動後に安全に帰還するため、交通手段については、以下の表の通り調整・手配を行った。

九州圏内の県協会には、活動場所との往復交通手段の手配、出発時のオリエンテーション、帰還時の受け入れ等に協力いただいた。

羽田・伊丹空港からの航空券については、日本航空と全日空が熊本地震に係わる災害支援者に対し、5 月末まで無料渡航の対応を行い、本会の活動もその対象となったことから、該当期間に 2 社から計 444 名分（延べ）の無償提供を受けた。もしも無償渡航の適用が無ければ、支援活動の継続に大きな影響を受けたことと思われる。

#### 災害支援ナースの交通手段概要



## **(2) 災害支援ナースのビブスについて**

災害支援ナースのビブスは、活動場所において、本会が派遣する看護職として活動の責任は本会にあることを示し、円滑な活動を行うために着用することとしている。今回の支援活動でも着用を必須とし、九州ブロックには本会から各県協会へ送付し、各班の出発時と帰還時に配布・回収とした。また、羽田空港、伊丹空港、熊本駅へ集合した都府県協会の災害支援ナースに対しては、活動場所への送迎を委託したタクシー会社が配布・回収を行った。

## **2) 身分保障について**

本会が派遣調整を行う災害区分（レベル 2・3）では、天災担保特約付き国内旅行傷害保険へ加入し、自宅出発時から活動中、帰還までの事故による傷害を補償している。今回は、活動中の負傷事案 1 件に保険を適用した。

## **3) 緊急時の連絡体制について**

### **(1) 災害支援ナースから本会**

災害支援ナースから 24 時間連絡がとれるよう、緊急連絡用の電話を本会災害担当が携帯した。

### **(2) 本会から災害支援ナース**

大規模な余震発生等の緊急時に、活動中の災害支援ナースに対する安否確認を本会から直接行えるよう、派遣元都府県看護協会を通じて、緊急連絡先の携帯電話番号の提供を受けた。

### **(3) 本会から派遣元都府県看護協会**

派遣元都府県看護協会の担当者から、土日や夜間に連絡がとれる電話番号の提供を受けた。

## **4) 各種資料の作成について（カッコ内は発出日）（p. 45 資料 9～p. 53 資料 13）**

### **(1) 「災害支援ナース派遣に関するご連絡（オリエンテーションのお願い）」（4 月 18 日）**

都府県看護協会に対し、レベル 2・3 への協力を要請する際に、本会として周知したいポイントを挙げ、都府県看護協会によるオリエンテーションと併せての説明を依頼した。特に、災害支援ナース自身の安全確保について、改めて意識を高めるよう強調した。

### **(2) 「災害支援ナースとしての活動について（お願い）」（4 月 29 日）**

羽田・伊丹空港に集合する災害支援ナースには、主に本会がオリエンテーションを担うため、自己完結型の活動、自己の安全確保、現地の状況にあわせた活動などを説明するための資料を作成した。

### **(3) 「災害支援ナースの支援者ストレスについて（情報提供）」（5 月 13 日）**

#### **「発災数週間～1 ヶ月後の被災者の心理の経過」（5 月 13 日）**

平成 28 年熊本地震の発生から 1 ヶ月を迎え、被災者の心身の疲労が蓄積している状況を踏まえて、災害支援ナースおよび派遣元都府県看護協会に対して、被災者の災害時の心の動きに配慮した関わり必要なこと、支援者自身のストレス対策もさらに重要になることを情報提供した。

#### (4)「活動終了に伴うお願い」(5月24日)

6月1日でレベル3(広域支援対応)を終了し、レベル2(近隣支援対応)に切り替えることに伴い、5月26日出発以降の災害支援ナースに対し、災害支援ナースの活動終了後を視野に入れた活動を依頼した。

### 5) 今後に向けて

#### (1) 交通手配について

航空券の手配にあたって、日本航空と全日空 2 社による災害支援者の無料渡航が適用されたのは、厚生労働省医政局看護課より4月15日に受領した「被災地への看護師等の医療従事者の派遣について(依頼)」が根拠となった。

無料渡航の航空券手配は、急遽の搭乗者変更は実質不可能、予約確定までに時間を要するなど、通常の予約システムとは異なる調整の難しさが伴うものの、本会が継続的に支援活動を行うために非常に重要なサービスだったといえる。

今後も、本会が災害支援ナースの派遣調整に伴い交通手段を確保する点がある点を踏まえ、交通機関等との連携を図り、また、根拠となる文書等の速やかな手配を考慮していく。

#### (2) 災害支援ナースビブスについて

このたびの派遣対応では、災害支援ナースのビブスの運用について課題が残った。平時は本会が保管しているため、大規模自然災害時に近隣県から直接派遣される場合、派遣調整の進捗や流通手段の混乱等により、活動初期の出発に送付が間に合わないこともある。

今回も九州ブロックの第1班のなかには本会のビブスが届かず、各県協会のユニフォームで活動せざるをえなかったケースがあった。

ビブスについては、今回派遣元となった県協会からも、より使い勝手のよいスタイルを望む意見もあり、取り扱いと併せて今後検討が必要である。

## Ⅶ. 他団体との連携について

本会の災害支援活動は、関係諸団体との情報共有・連携によって行われた(P15 参照)。ここでは、主に災害支援ナースの派遣調整に係わる団体・機関のうち、都道府県看護協会以外の連携について記載する。

### 1) 厚生労働省

厚生労働省に対しては、4月20日レベル2(近隣支援)開始時より、毎日、定時に医政局看護課へ最新の派遣状況(派遣者数、活動場所)について報告を行い、本会の取り組みについて情報共有を行った。

### 2) 熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 看護班

本会による支援活動は、熊本県健康福祉部健康局 医療政策課 看護班を窓口として、その要請に基づき、派遣調整を行った。本会が調整する災害支援ナースのシフト表は、都道府県看護協会に対する決定通知と同時に情報共有し、各活動場所への周知をはかった。

### 3) 熊本県医療救護調整本部

熊本県は発災後1週間頃から医療救護対策本部を設置し、医療支援に係わる機関・団体等が参加して、主に医療救護班のコーディネートを行った。

本会および熊本県看護協会も同対策本部に出席していたが、支援については前述の通り熊本県医療対策課看護班を窓口として調整を行った。

熊本県医療救護調整本部においては、当初、看護職の支援に関する調整は必ずしも明確に位置づけられていなかったが、熊本県看護協会と本会の働きかけにより、熊本県の医療救護に関する組織図に、災害支援ナースが追記された。

### 4) 熊本市健康づくり推進課

熊本市内の支援活動に関しては、熊本市健康づくり推進課を窓口として、その要請に基づき派遣調整を行った。

### 5) 被災者健康支援連絡協議会

平成28年熊本地震の発災を受け、被災地の医療ニーズへの対応・支援を行う医療・介護関連団体の情報共有の場として「被災者健康支援連絡協議会」(全20組織、39団体、参加団体は資料14)が、3回開催され、本会からは中板常任理事が出席した。

(1) 第22回被災者健康支援連絡協議会(4月18日(月)17時~18時半、17団体出席)

本会の報告:

- ・熊本県からの要請により、熊本県看護協会が益城町内の避難所3か所に災害支援ナースを派遣、巡回体制をとっている。特に夜間の医療ニーズが高い。エコノミークラス症候群のような訴えがあり、吐き気、不眠、不安の訴えが夜間に増加する状況にある。
- ・本会は危機対策本部を立ち上げ、18日にレベル2(近隣県対応)を決定。九州近隣県から災害支援ナースを派遣する。

(2) 第23回被災者健康支援連絡協議会(4月26日(火)17時~18時半、17団体出席)

本会の報告:

- ・熊本県看護協会の災害支援ナースは、益城町内の避難所3か所に日中8時間、夜間16時間の常駐で活動している。
- ・4月21日よりレベル3へ移行し全国からの支援に拡大。県の災害対策本部ならびに健康福祉部医療政策課看護班と調整し、避難所12か所で、夜間の急変対応、救急搬送、感染症防止等に対応。

- ・中小病院の医療提供体制の疲弊が推察されるものの、全容が掴めない。中小病院からのニーズがあれば、病院の医療体制を維持し、看護職の疲弊を支えるために、災害支援ナースの中小病院へ派遣する用意がある。

### (3) 第 24 回被災者健康支援連絡協議会 (6 月 20 日(月)17 時～18 時半、17 団体出席)

#### 本会の報告：

- ・今回の支援活動は、本会に対する派遣要請の窓口を、熊本県医療調整本部の調整のもと、熊本県医療政策課に絞ったことで円滑な派遣調整ができた。
- ・災害支援ナースの活動は 24 時間常駐であり、その特性が発揮できる活動場所を、県の医療政策課に抽出してもらったことで、看護ニーズの高い場所へ派遣できた。
- ・多くの避難所では複数の医療支援チームが協働したが、JMAT を中心に定時ミーティングを開催するなど、東日本大震災の支援時よりも、情報がよく共有されていた。
- ・今後は看護職の再就職支援へ取り組んでいく。

## 6) 今後に向けて

### (1) 厚生労働省との連携について

災害支援ナースの派遣状況を毎日定時にメールで報告をするよう要請があり、対応した。また病院施設への派遣を複数回打診され、本会は派遣準備を整えたが、要請の背景が明確に提示されず、本会は被災県との調整以外の手段が無いまま、避難所への派遣を優先せざるを得ない状況があった。災害時の支援活動は平時からの体制整備や連携が不可欠である。今後、より効果的な支援活動を行うためには、厚労省内の役割や機能の提示を求め、把握していくと同時に、本会の災害支援活動の仕組みや活動状況などについて積極的に情報提供を進めていくことが必要である。

### (2) 情報収集手段

平成 28 年熊本地震の支援活動での連携を契機として、厚生労働省 DMAT 事務局より本会に対して、「広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System:EMIS)」の情報を閲覧できる ID を付与する旨の提案を受けた。

災害時、刻々と変化する被災地の状況に対して、適切で、より効果的な支援を検討するには、幅広くタイムリーな情報収集が不可欠である。熊本地震に対する本会の支援の検討では、とりわけ中小病院の状況把握に苦慮した。こうした経験を踏まえ、本会の支援活動を検討する際の資料としての活用が期待できることから、今後、閲覧のみに限定し ID を取得することとした。

### (3) 医療救護対策本部への参画

各都道府県は地域防災計画等に基づき、災害時の医療救護体制について整備を進めているが、その多くでは医療救護対策本部の設置が計画されている。

今後、大規模自然災害が発生した際には、都道府県の医療救護対策本部に対する被災県看護協会の参画に関して検討が必要である。医療救護対策本部に加わることで、被災県との連絡窓口の一本化、他団体との連携の強化がはかられるだけでなく、被災地の医療に関して幅広く網羅性のある情報が集まるため、看護ニーズの高い拠点へ災害支援ナースを効果的に派遣できることにもつながる。

何よりも、被災都道府県の災害支援活動や対策に、看護専門職の視点が常に加わることで、感染症防止等の一次予防をはじめとする被災者の健康維持や、中長期的な生活回復の支援に果たす役割は非常に大きいと思われる。

## VIII. 国外からの支援への対応

平成 28 年熊本地震は海外でも報道されていたことより、発災直後より国外の看護関係団体 6 機関より見舞状が届いた。これらに対して本会は、会長名でのお礼状の返送を行っている。

### 海外からのお見舞状一覧

組織・団体名	代表者名	受取日
中華護理学会	理事長 李秀華	2016/4/18
I C N	第 3 副会長 Annette Kennedy	2016/4/19
I C N	会長 Judith Shamian 事務局長 Frances A. Hughes	2016/4/19
ネパール看護師協会	会長 Tara Pokhrel	2016/4/20
台湾護理学会	会長 Kwua-Yun Wang	2016/4/29
大韓看護協会	会長 Oksoo Kim	2016/4/29

また、今回の災害による被害に対して、タイ看護師協会から本会宛に寄付金の申し出を受けた。本会は各方面等の調整を図り、建物の損壊などの大きな被害を受けた熊本県看護協会が寄付金 5,000US ドル（約 525,000 円）を受け取ることとなった。本会からは、上記お見舞状への返送同様にタイ看護師協会に対してもお礼状を送り、感謝の意を示している。



## IX. 広報活動

### 1) 概要

平成 28 年熊本地震に対する本会の支援活動について、会員をはじめとした看護職、国民、マスコミに対して幅広く情報提供した。主な内容は、公式ホームページ、協会ニュース、ニュースリリースによる情報発信、マスコミからの取材対応などである。

### 2) 実施内容

#### (1) 情報発信

##### ①公式ホームページ（「平成 28 年熊本地震」に関する支援活動 特設ページを掲載）

##### <主なコンテンツ>

- ・災害支援ナース派遣状況（最新の派遣者数、派遣元都道府県看護協会、活動場所等）
- ・平成 28 年度 日本看護協会 通常総会 平成 28 年熊本地震における活動報告
- ・厚生労働省 平成 28 年熊本地震関連情報

##### ②協会ニュース（主な記事：発行部数 71 万部）

- ・2016 年 5 月号 熊本地震 災害支援ナースを派遣 延べ 1,008 人 被災地で看護の力を発揮
- ・2016 年 6 月号 熊本地震 災害支援ナース 延べ 1,961 人が被災者をケア

##### ③ニュースリリースの発行（マスコミ、関連団体等 約 1,200 件へ配信）

- ・熊本県へ「災害支援ナース」を派遣 近隣県からの派遣に向け調整中（2016 年 4 月 18 日）
- ・熊本県へ「災害支援ナース」を派遣 福岡、宮崎県から第 1 陣延べ 80 人が 3 市 2 村の避難所へ（2016 年 4 月 20 日）
- ・「災害支援ナース」全国派遣へあす 29 日に延べ 128 人（32 人×4 日間）を派遣（2016 年 4 月 28 日）

##### ④機関誌 月刊「看護」

- ・2016 年 7 月号 GRAPH 平成 28 年熊本地震「災害支援ナース」は広域支援対応（レベル 3）  
平成 28 年熊本地震レポート
- ・2016 年 8 月号 TOPICS「平成 28 年熊本地震」の支援活動について

#### (2) 取材対応

##### ①取材・問い合わせ

テレビ（NHK、テレビ朝日）、新聞（朝日新聞）雑誌など 7 件

##### ②掲載・放映実績

新聞（全国紙、地方紙）や雑誌のクリッピングの結果、熊本地震関連で「看護協会」の記載のある記事は 22 件。「災害支援ナース」と明記されている記事は 11 件。

テレビ関係では、テレビ朝日などで災害支援ナースの活動が放映された。

## X. 罹災見舞金等

本会では、「災害見舞金規程」を定めており、災害時にはこれらに則り見舞金を支給している。

発災後、県看護協会を通じて申請を受けた対象者は3県378名であり、申請のあった合計支給額は458万円であった（平成28年8月17日現在）。現在、申請手続きに必要なとなる書類の確認を行い、見舞金の支給を進めている状況である。

	死亡	全壊	半壊	傾斜	その他	計
香川県	1					1
大分県			1	2		3
熊本県		80	289	3	2（避難指示）	374
計	1	80	290	5	2	378

資料 災害見舞金規程（抜粋）

<p>（罹災見舞金）</p> <p>第2条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じ、罹災見舞金を贈る。</p> <p>（1）全焼又は全壊 20,000円</p> <p>（2）半焼又は半壊 10,000円</p> <p>（3）傾斜 10,000円</p> <p>（4）床上浸水 10,000円</p> <p>（5）その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合又は居住する住宅からの避難指示（屋内退避指示を含む。）を受けた場合等） 10,000円</p> <p>（障害見舞金）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（死亡見舞金）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（申請書類）</p> <p>第5条 前3条に掲げる見舞金を受けようとする申請者は、次の書類を添えて都道府県看護協会長を経由し、本会会長に申請しなければならない。</p> <p>（1）罹災見舞金 被害状況調査表（別紙）及び消防署・市町村等発行の罹災証明書その他これに準ずる書類</p> <p>（2）障害見舞金 （3）死亡見舞金 （略）</p> <p>（見舞金の変更）</p> <p>第6条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、その都度常務理事会で協議し、見舞金を贈らないか又は金額を変更することができるものとする。</p> <p>（見舞金の一括決定）</p> <p>第7条 災害が広範囲又は集団的に生じた場合には、一括して常務理事会で決定する。</p>
--

# 資料



- ※ 活動者 1 名につき、1 枚の報告書を作成してください。  
 ※ 活動終了後、所属看護協会に提出してください。  
 ※ 派遣者間で相談し、内容に大きな違いがないようにしてください。

### 災害看護支援活動報告書

記入日 平成 年 月 日

記載者 \_\_\_\_\_

所属看護協会 \_\_\_\_\_

災害支援ナースとして下記の通り活動しましたので報告します。

記

派遣者	・ ( 看護協会) ・ ( 看護協会) ・ ( 看護協会) ・ ( 看護協会)
活動場所	
活動時間	平成 年 月 日 : ~ 月 日 :
避難者数	①日中の避難者数 約 名 ②夜間の避難者数 約 名
ライフライン	・利用可能な水の状況 □水道水 □給水車 □井戸水 □ペットボトル □仮設水タンク □プール ・電気の供給状況 電力会社 □あり □なし / 自家発電 □あり □なし
トイレ・衛生面	・使用可能なトイレ ( 基) ・風呂・シャワー □あり □なし ・手洗い場 □あり □なし ・ごみの回収 □あり □なし
活動内容	

## 資料 2

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 15 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美

### 熊本県における地震災害の支援について（ご連絡）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨日、熊本県益城町で震源 7 の地震があり、熊本県内を中心に被害が発生しております。被災された地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

熊本県看護協会におかれましては、役職員全員の無事と、現状では建物にも大きな被害がないことを確認しております。

現在、熊本県看護協会におかれましては、行政等関係団体との緊密な連携を図り、県内の被害状況等の把握を進めています。

現段階では、災害支援ナースの派遣要請は受けておりません。また、看護職個人のボランティア等の活動のニーズもないと判断しております。

まずは経過報告としてご連絡申し上げます。今後も熊本県看護協会と連携し情報収集に取り組んでまいります。

#### 【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602

E-mail: saigai-na@nurse.or.jp

### 資料 3

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 22 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美

#### 熊本地震への支援レベル引き上げ（レベル3）について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

熊本地震の支援につきましては、これまでレベル2として、九州各県協会からの災害支援ナースの派遣にて行ってまいりました。しかし、被害が広域にわたり支援も長期化するとの判断から、レベル3に引き上げ、九州以外の地域の都道府県協会からの派遣をお願いすることとなりました。

派遣調整に当たりましては、交通事情等も勘案し、当面は熊本空港を入口として派遣可能な関東・近畿ブロックの空港へのアクセスの良い県協会より順次ご依頼させていただきます。

また、避難所での支援ニーズが刻々と変化しており、派遣場所や人数が調整段階で変更することがございます。このため候補リストに掲載いただきました災害支援ナースの全員の派遣とはならない状況もございますことをご理解いただけますと幸いです。

日本看護協会では、被災地の疲弊と不安の軽減に寄与し、健康支援ができることを目指し支援を行っておりますが、災害支援ナースのみなさまの安全を第一として、調整をすすめてまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内・太田  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602  
E-mail: saigai-na@nurse.or.jp

資料 4

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 25 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美

熊本地震への災害支援ナースの派遣状況について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

熊本地震への災害支援ナースの派遣につきましては、レベル3とし、29日の派遣より関東・近畿・山口県協会からの派遣となるよう、調整を進めております。

各県看護協会におかれましては、本会の派遣調整とは別に、県行政や JMAT 等からの要請を受け災害支援ナースの派遣を行われている状況もあると伺っております。

熊本地震への支援について、「被災者健康支援連絡協議会」等、県行政や他団体との情報共有の機会も多いため、本会におきましても、現在の災害支援ナースの活動の概要を共有させていただきたく考えております。

つきましては、ご多忙の折恐縮ですが、本会の派遣調整とは別に、県行政や他団体の要請を受けて災害支援ナースの派遣を行われている際には、①派遣先（県医療班・JMAT 等）②活動の概要（派遣先・人数・派遣日数など）について、F A Xにて情報提供いただきたく、お願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

送付先：日本看護協会看護開発部 看護業務・医療安全課

F A X 03-5778-5602

【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内・太田

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602



事 務 連 絡  
平成 28 年 5 月 9 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美

災害支援ナースの今後の派遣予定について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

熊本地震への災害支援ナースの派遣につきましては、各県協会に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、派遣にご協力いただいている都府県協会におかれましては、急な派遣先の変更等にご対応いただき感謝申し上げます。

災害支援ナースによる支援活動は、刻々と変化する現地の状況やニーズに応じるものであるため、今後は避難所の集約化等により、派遣人数そのものも急な変更が予想されます。派遣場所の変更だけでなく、派遣の取りやめや、候補者リストに掲載いただきました災害支援ナースの全員の派遣とはならない状況もございますことをご理解いただければ幸いに存じます。

なお、今後の派遣の見通しですが、本会からの派遣は5月末を目途に予定しております。また、派遣元県協会の範囲につきましては、現在ご依頼中の都府県協会からの拡大はせずに派遣調整をする予定としております。

自らも被災者でありながら医療の継続に専心している看護職、帰る家をなくされた住民の方、そして自治体からの要望や必要に応えるため、引き続きお力添え賜りますようお願いいたします。

【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内・太田  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602

資料 6

事 務 連 絡  
平成 28 年 5 月 16 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会

平成 28 年度 災害時の看護支援活動に関する事業予定について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

熊本地震により被災された地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、このたびの災害支援ナースの派遣につきましては、各県協会に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成 28 年度の標記事業の予定に関しては、理事会資料ならびに法人会員ネットにおいて「会議等行事日程」としてお知らせしておりますが、熊本地震への対応により、一部の日程を以下の通り変更することと致しました。

各事業の開催案内は、日程が近づきましたら改めて郵送にてご送付申し上げます。

予定変更によりご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 都道府県看護協会 災害看護担当者会議  
9月30日(金) (7月13日から変更)
- ・ 災害支援ナース派遣調整合同訓練  
11月29日(火)～12月1日(木) (10月31日(月)～11月2日(水)から変更)

【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内・太田  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602

## 資料 7

事 務 連 絡  
平成 28 年 5 月 31 日

各都道府県看護協会 御中

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美

### 災害支援ナースの派遣について（レベル 2 へ移行のご連絡）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

熊本地震への災害支援ナースの派遣につきましては、各県協会に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

派遣いただいている都府県協会におかれましては、1 か月以上にわたる調整に加え、急遽の活動場所変更や派遣の取りやめ、派遣者数の増加等、現地の状況変化に伴う要請の変更に対し、いつも迅速にご対応下さり心より感謝申し上げます。

さて、4 月 29 日から取り組んでまいりました広域支援対応（レベル 3）は、5 月 29 日出発・6 月 1 日帰還者にて終了いたします。

6 月 1 日からは、震災の被害の状況や復興・復旧の現状等を鑑み、熊本県との調整を踏まえ、近隣支援対応（レベル 2）に縮小して災害支援ナースの活動を継続します。なお、6 月 1 日以降の派遣については、大分県・宮崎県看護協会より引き続きご協力いただき、6 月 10 日をもってレベル 2 の活動を終了する予定です。

各県協会には、発災以来、このたびの支援活動に対して、深いご理解と甚大なお力添えを賜り、改めて心より御礼申し上げます。いまだ困難な状況にある被災地の看護職、住民の方、そして自治体の負担を軽減し、復興への一助となれるよう引き続きご理解・ご協力のほどお願い致します。

#### 【担当部署】

日本看護協会 看護開発部  
看護業務・医療安全課  
久保・小暮・梅内・太田  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL/FAX: 03-5778-8548/03-5778-5602

派遣シフトクール表

4月	日	月	火	水	木	金	土
	17	18	19	20	21	22	23
				①	→		
							②
	24	25	26	27	28	29	30
			③	→			
	→					④	→
5月	5月1日	2	3	4	5	6	7
		⑤	→				
	→				⑥	→	
	8	9	10	11	12	13	14
	⑦	→					⑨
	→			⑧	→		
	15	16	17	18	19	20	21
	→					⑩	→
			⑩	→			
	22	23	24	25	26	27	28
	→				⑬	→	
		⑫	→				
	29	30	31	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日
	→						
		⑭	→				
	出発日	4月23日					
		4月26日					
		4月29日					
		5月2日					
		5月5日					
		5月8日					
		5月11日					
		5月14日					
		5月17日					
		5月20日					
		5月23日					
		5月26日					
		5月29日					

## 災害支援ナース派遣に関するご連絡（オリエンテーションのお願い）

災害支援ナースの派遣に際し、各都道府県看護協会のオリエンテーションに加えて、下記の点につきましてご説明下さいますようお願いいたします。なお、災害支援ナース自身の安全確保については、各都道府県看護協会のオリエンテーションに含まれていると思いますが、出発時に改めて確認していただくようお願いいたします。

### ➤ 活動場所での保健師の常駐の有無等について

様式 2 をご確認ください。

### ➤ 引き継ぎについて

災害支援ナースの活動開始前後に、各活動場所での引き継ぎを行った上で交代をお願いいたします。引継ぎは短時間で、帰りの飛行機の出発時間を勘案しお願いいたします。

＜引継ぎ内容の例＞

- ・避難所の概要（間取り、ライフライン、避難者数など）
- ・特に留意が必要な被災者
- ・1日の流れ
- ・避難所内の組織体制
- ・支援に入っている医療チーム
- ・救急時の対応 など

### ➤ 派遣体制とビブスの着用について

今回のレベル 3 での災害支援ナースの支援活動は、日本看護協会による派遣という体制をとっております。

活動に際しては、日本看護協会からお渡ししているビブスの着用をお願いいたします。なお、ビブスの配布と回収については以下の通りです。

配布：集合時に各県看護協会にて配布

回収：活動終了後に各県看護協会にて回収

### ➤ 写真撮影等について

活動報告等に写真が必要かと思いますが、被災地や被災者の方々の心情に配慮し最小限にして下さい。また、担当者を決めるなどして全員で撮影はしないなどを考慮し、支援先の管理者に確認を取り、同意を得た上で撮影するようお願いいたします。

また、活動中に避難所や避難者の状況を SNS 等に掲載することはお控えください。

### ➤ マスコミ対応について

取材を受ける場合には、記者の所属、氏名、連絡先を必ず確認し、取材を受けたことについて記録用紙への記載をお願いいたします。

取材の際には、事実のみを答え、個人の感想や推測・憶測での発言はしないようご留意ください。

### ➤ 災害支援ナース帰還後の報告について

日々の災害支援ナースの活動終了および帰還の報告については、各都道府県看護協会での確認をお願いいたします。災害支援ナースからの活動報告等記録類は、日本看護協会に

FAX でお送りいただけると助かります。被災県看護協会と共有し、活動概要の集約の参考とさせていただきます。

情報共有と連携にご協力いただけますようお願いいたします。

➤ **連絡先について**

派遣中の災害支援ナースから日本看護協会に連絡する際、連絡先は下記となります。

日本看護協会事務局	TEL	03-6704-8730 (上記が繋がらない時) 080-3545-1024
	メール	saigai@nurse.or.jp (緊急時) jna_keitai_002@docomo.ne.jp

災害支援ナースが活動場所（現地）で困るようなことがあれば、日本看護協会（上記連絡先）へ連絡するようお願いください。日本看護協会が連絡を受けた場合、内容は災害支援ナースが所属する都道府県看護協会と共有させていただきたいと思えます。

その他、ご不明な点等がございましたら、事務局までご連絡ください。  
何卒よろしくお願い申し上げます。

日本看護協会  
看護開発部看護業務・医療安全課 久保・小暮・梅内

## 災害支援ナースとしての活動について（お願い）

このたびは、災害支援ナースとしての支援活動にご協力いただきありがとうございます。活動にあたって、災害時の看護支援の基本的な留意点として、以下についてくれぐれもご配慮下さいますようお願いいたします。

### ➤ 自己完結型の活動が原則です。

被災地では物資が不足した状況が続いています。炊き出しの食事や支援物資は、被災された方々のためのものです。支援活動中の衣食住は各自で確保し、対処するようにご配慮下さい。ごみも被災地内に残していかないようお願いいたします。

### ➤ 自己の安全を守ってください。

体調不良で無理をすることによって医療が必要な状況になると、被災者が必要としている医療資源を支援者が使用してしまうことになります。このことを認識し、体調管理と体調不良時の申告を徹底してください。4日間の活動をやり切るためにも、日々の休息はしっかりとるよう心がけてください。

また、二次災害（余震等）、事故防止のため、単独行動は禁止とさせていただきます。特に夜間、女性一人での行動は絶対にせず、複数名での行動を徹底して下さい。

### ➤ これ以上、被災者を傷つけないということを念頭に置き、現地の状況にあわせて活動にあたってください。

支援者の不用意な言動が、支援を受ける側にさらなるストレスを与えるということは珍しくありません。

現地のスタッフは、相当に疲弊しながら災害発生から活動を続けています。その点に十分に配慮し、くれぐれもスタッフすべて被災者であることを常に意識した対応をお願いいたします。また、現地のスタッフは、わかっているけれどできない状況にあること理解し、対応の不足部分を指摘するのではなく、気付いたことやできることを現地の方々と相談・調整しながら主体的に活動をしてください。

避難所は、被災者にとって生活の場です。非日常の空間の中でストレスを感じながら過ごされています。写真撮影は十分に配慮し、活動中の SNS 等はくれぐれもお控えください。

### ➤ 現地の状況やニーズに応じて、柔軟かつ臨機応変な活動を展開してください。

活動場所によっては、生活用水の運搬、生活物資や資器材の運搬や整理、環境整備、ごみの処理など、さまざまなニーズがあります。現地が必要としていることを感じ取り、必要なこと、やれることを現地のスタッフと相談をしながら自律的に行ってください。皆様が日頃知っているケアのシステムや方法と異なる場面もあるかと思いますが、普段の病院等で行っている看護とは状況が異なることを理解し、支援先の支援のやり方を尊重して対応をしてください。

判断に迷ったり、現地で困ったりした際には、いつでも担当までご連絡ください。  
日本看護協会災害担当 TEL：03-6704-8730（つながらない時 080-3545-1024）

## 災害支援ナースの支援者ストレスについて（情報提供）

このたびは災害支援ナースの派遣にご協力いただきありがとうございます。

災害支援ナースとして派遣された方々にとって、日常と異なる環境下での3泊4日の活動はハードなものであり、心身の負担も十分に考えられます。

都道府県看護協会のみなさまには、帰還直後から一定の期間が経った後まで、災害支援ナースの心身のフォローアップについて、ご配慮のほど何卒よろしくお願いいたします。

### 支援者の活動中のストレス

活動性の向上あるいは減少	混乱、注意力の欠如、意思決定の困難
睡眠の問題	身体反応（頭痛、腹痛など）
感情の麻痺	抑うつや不安
苛立ち、怒り、欲求不満	人付き合いの減少
ショック、恐怖、戦りつ、無力感	など

これらの反応は、災害時に支援活動を行った人たちにとって、異常な環境下における正常なストレス反応とされています。

通常は、時間の経過とともに軽快していきますが、激しい落ち込みや不安、睡眠障害、気持ちを落ち着けるための過度の飲酒や薬物の使用が1ヶ月以上続くようであれば、専門家に相談することが望まれます。

### 災害時に支援活動を行った人たちに対する帰還後のケア（例）

帰還直後	帰還から1ヶ月程度経ってから
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 活動を労う</li> <li>➤ 休養を推奨する</li> <li>➤ 心身の状態を確認し、必要な場合は医療機関等の受診を促す</li> <li>➤ 活動内容を振り返り、締めくくりの機会を作る</li> <li>➤ 予測されるストレス反応とストレスマネジメントの方法を伝える</li> <li>➤ 必要時に相談する専門家等の連絡先を紹介しておく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日常に戻ってから、改めて支援活動の体験を整理するための機会を設ける</li> <li>➤ 心身の状態や支援前の生活に戻れているかどうかを確認し、ストレス反応が続いているようであれば、専門家等への相談を促す</li> <li>➤ 支援者同士のコミュニケーションの場を作る</li> <li>➤ 活動をポジティブに振り返られるような情報を提供する</li> </ul>



## 直接サポートをする際のポイント

- よく聞く
- 気にかけている、共感していることを示す
- 敬意を払う
- 責めたり、決め付けたりしない
- 自分がサポートできる範囲を知っておく
- 必要なときにそばにいる
- 自分自身をコントロールしたり、ケアできる力を取り戻す手助けをする
- 守秘義務を守る
- 感謝し、認める

## 発災数週間～1カ月後の被災者の心理の経過

2度の大きな地震から約1ヶ月となります。  
時間の経過とともに、被災者の心理は変化をしています。  
この時期に支援活動に入る看護専門職として、被災者の心理を  
理解した上で対応をお願いいたします。

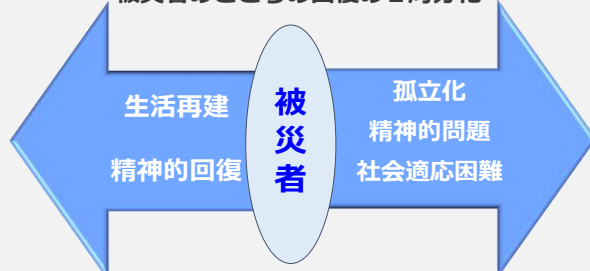


公益社団法人 日本看護協会

© Japanese Nursing Association. All Rights Reserved

生活再建に向けて環境が変化し始めるこの時期には、  
避難所から徐々に人が減り、取り残されたという感情  
を抱くこともあります。今後の復興に向けて、被災者  
のところがどちらの方向を向くか、**この時期の関わり**  
**は非常に重要**です。

### 被災者のこころの回復の2局分化

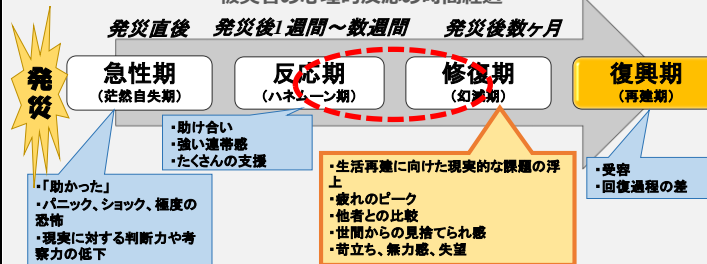


公益社団法人 日本看護協会

© Japanese Nursing Association. All Rights Reserved

被災者の心理は時間の経過とともに変化します。  
一般的に、発災から数週間を越えると「**修復期（幻滅期）**」と言われる時期に入り、**怒りや悲しみ、不安、無力感**などを体験するとされます。  
時に、その感情が支援者に向くことがあります。これら  
の心理を理解して被災者と関わる**ことが求められます**。

### 被災者の心理的反応の時間経過



公益社団法人 日本看護協会

© Japanese Nursing Association. All Rights Reserved

**被災者の気持ちを理解し落ち着いて受け止めるよう、自身の言動には十分留意しましょう。**

言った方がよいこと、した方がよいこと	言うてはならないこと、してはならないこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 気が散らないように、できるだけ静かな場所を見つけて話しましょう。</li> <li>✓ プライバシーを尊重し、相手の秘密を守りましょう（やむを得ない場合を除く）。</li> <li>✓ 被災者のそばにいきましょう。ただし、年齢や性別、文化によって適切な距離を保つこと。</li> <li>✓ 話を聞いていることが相手に伝わるように、うなずいたり、相づちを打つようにしましょう。</li> <li>✓ 忍耐強く冷静でいきましょう。</li> <li>✓ もし、事実としての情報があるなら伝えてください。知っていること、知らないことを正直に話しましょう。「私には分かりませんが、調べてみます」などと言うのもいいでしょう。</li> <li>✓ 相手が理解できるような方法で、情報を完結に伝えましょう。</li> <li>✓ 人々に気持ちや、話に出たあらゆる損失や重大な出来事をしっかりと受け止めましょう。</li> <li>✓ 相手の強さと、これまでどのようにしてつらさを乗り越えてきたのか、ということをしっかり認めましょう。</li> <li>✓ 沈黙を受け入れるようにしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 無理に話をさせてはいけません。</li> <li>✓ 相手の話をさえぎったり、急がせてはなりません。（例：腕時計を見たり、早口で話すなど）</li> <li>✓ 適切であることが確信できない場合には、相手の身体に触れてはなりません。</li> <li>✓ 被災者がしたことや、しななかったこと、あるいは感じていることについて、価値判断をしてはいけません。「そんな風に思っはてはいけません」「助かってよかったじゃないですか」は禁句です。</li> <li>✓ 自分が知らないことをごまかして、作り話をしてはなりません。</li> <li>✓ 専門的すぎる言葉を使ってはいけません。</li> <li>✓ 他の被災者から聞いた体験談を話してはいけません。</li> <li>✓ あなた自身の悩みを話してはなりません。</li> <li>✓ できない約束やうわべだけの気休めを言うてはなりません。</li> <li>✓ 相手の問題を全部解決しなければならぬかのようにつらさや、行動してはなりません。</li> <li>✓ 自分のことは自分でできるという強さや自尊心を弱めてはなりません。</li> <li>✓ 誰かについて否定的な言葉で話してはなりません。</li> </ul>

## 災害時の支援者ストレス

支援者として活動をしていると、怒りや不安を抱えた被災者の感情を受け止める場面は少なくありません。また、被災者に正面から向き合い、支援を行う者も様々なストレスを感じます。支援者自身の心身の安全に留意することは、災害支援を行う上での鉄則です。セルフマネジメントを確実に行うようにしてください。

**災害時に支援者となる人は、職務として支援をしている人や、自発的に被災地で支援活動をする人、自身も被災している人、していない人など、その立場は様々です。しかし、どの立場であっても、災害という非日常の中で、大きなストレスを受けることがあります。**

### 災害時の支援者のストレス

#### 基礎的ストレス

- ・ 食事、トイレ、睡眠、入浴が不十分
- ・ 支援者同士の人間関係が上手くいかない
- ・ 支援者にとって支えとなる環境から離れている

#### 累積的ストレス

- ・ 活動の終わりが見えない
- ・ 被災者の怒りや悲しみに触れる
- ・ 任務から逃れることができない

#### 危機的ストレス

- ・ 同僚や近親者の死
- ・ 自分自身の負傷や恐怖体験
- ・ 悲惨な現場の目撃

災害という非日常の中で、予想もしない体験や感情を抱くことがあります。支援活動終了後に、支援者の気持ちに大きな影響を残すこともあります。異常な環境下の正常な反応として正しく認識しておくことが重要です。

援助者のストレス反応

ストレス反応	状態
私にしかできない状態	援助活動を休みなく続けて、まるで自分しかできないかと思いつているかのように、人に仕事が任せられなくなっている状態
燃え尽き症候群	高いストレス下で能力や適応力を使い果たした後に陥る極度の疲弊状態
被災者離れ困難症	長く援助活動を続けているうちに、被災者から援助を拒否されているように感じたり、いらぬ存在であるかのような気持ちを味わう状態
元に戻れない状態	援助生活が終わって、被災地から戻って日常生活を送っても被災者のことが頭から離れなかったり、日常生活に価値を見いだせず、被災地こそが自分の居場所だという感覚が強烈に残る状態

通常は時間の経過とともに軽快していきますが、激しい落ち込みや不安、睡眠障害、気持ちを落ち着けるための過度の飲酒や薬物の使用などが1ヶ月以上続くのであれば、専門家に相談することが望まれます。



公益社団法人 日本看護協会

© Japanese Nursing Association. All Rights Reserved.

災害支援ナースの活動として、被災者のニーズに十分に答えられないと感じたり、苦痛や苦難を背負いきれないことはよくあります。活動終了後には、自分自身のために、体験したことを振り返る時間を作り、休養の時間をとってください。

また、支援活動を行っている間は、職場の同僚や上司、家族が留守を守るようになります。帰還後、周囲の人々に感謝し、不在中の出来事などを聞くようにしましょう。

活動終了後に心がけたいこと

- ▶ 非日常の中での活動の経験を上司や仲間、その他の信頼できる人に話す。
- ▶ たとえ小さなことでも、被災地の役に立てたことをしっかりと確認する。
- ▶ うまくいったこと、あまりうまくいかなかったこと、その状況で活動することの限界について振り返り、受け入れる。
- ▶ 元の仕事や日常生活を再開する際に、できるだけ休息し、リラックスする時間をとる。

米国立子どもトラウマティックストレスネットワーク・米国立PTSDセンター(兵庫県こころのケアセンター駅)：PFAフィールドガイド



公益社団法人 日本看護協会

© Japanese Nursing Association. All Rights Reserved.

## 災害支援ナースの皆さまへ

## 活動終了に伴うお願い

このたびは平成 28 年熊本地震に対する支援活動にご協力いただきありがとうございます。被災した地域においては、復興に向けての準備を進める時期となり、それに伴い 5 月末頃を目処に災害支援ナースの活動が終了となる予定となっております。

つきましては、活動終了までの準備として以下の対応をお願いいたします。

## 活動終了時期

## ➤ 避難している住民への支援

避難している住民の方々が可能な限り自立的に生活できるよう、災害支援ナースの活動が終了した後のことを視野に入れて活動してください。

災害支援ナースが活動を終了することを想定し、対応や介入が必要となる避難者の方がいるようであれば、支援方法などを引き継げるよう検討・確認し、まとめておきましょう。

## 活動最終日が決定した際

## ➤ 活動場所内でのアナウンスとフォロー

避難所にいる方々に災害支援ナースの活動の最終日を周知してください。災害支援ナースが不在となることを知り、避難者が不安や取り残された感、怒りなどを感じる可能性もあります。その場合、感情が表出されたことは活動の成果と考え、災害支援ナースが活動を終了しても必要な内容は引き継ぐことなどを説明し、フォローを行ってください。

## 活動最終数日前～最終日（最終チーム）

## ➤ 災害支援ナースの書類・物品等の整理

✓ 災害支援ナースが引き継ぎに使用していたノートや書類の持ち帰り

活動場所には一切残さないようにしてください。

・ 関東・近畿・中国地区の都道府県看護協会にご所属の方

→現地タクシーのドライバーにお渡しください。

・ 九州地区の都道府県看護協会にご所属の方

→都道府県看護協会の担当者にお渡しください。

✓ 活動を開始してから災害支援ナースが持ち込んだ物品の整理・引き取り手配

活動最終日までに現地の保健師と相談し、利用していただけるものについては置き場所等を確認した上で引き渡しをお願いいたします。現地で不要とされ引き取り先がないものがある場合は、早めに日本看護協会までご連絡ください。

## ➤ 引き継ぎ

現地の保健師や支援活動を行う後続の医療・看護チームなどに、必要な情報提供をお願いいたします。

## 被災者健康支援連絡協議会について

東日本大震災に際し、2011年4月に政府の被災者生活支援特別対策本部から要請を受け、医療・介護関係団体から構成する「被災者健康支援連絡協議会」を設置した。本協議会は、(1)被災現地の医療ニーズへの対応、医療チームの中長期的な派遣確保、(2)避難所をはじめとする被災現地の健康確保上のニーズ把握ならびに感染症対策など被災者の健康確保に必要な取り組みの実施を目的として、当初は本会を含めた7団体により発足した。2012年以降は、年1回程度の情報交換の場として開催されている。

現在、20組織(39団体)で構成され、代表は日本医師会長が務めている。

1. 日本医師会	2. 日本歯科医師会
3. 日本薬剤師会	4. 日本看護協会
5. 全国医学部長病院長会議	6. 日本病院会
7. 全日本病院協会	8. 日本医療法人協会
9. 日本精神科病院協会	10. 日本栄養士会
11. 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会	
① 日本リハビリテーション医学会	② 日本理学療法士協会
③ 日本作業療法士協会	④ 日本言語聴覚士協会
⑤ 日本リハビリテーション病院・施設協会	⑥ 回復期リハビリテーション病棟協会
⑦ 全国デイ・ケア協会	⑧ 日本訪問リハビリテーション協会
⑨ 全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会/全国地域リハビリテーション研究会	
⑩ 日本介護支援専門員協会	⑪ 日本義肢装具士協会
12. 全国老人保健施設協会	13. 日本慢性期医療協会
14. チーム医療推進協議会	
① 日本医療社会福祉協会	② 日本医療リンパドレナージ協会
③ 日本栄養士会	④ 日本看護協会
⑤ 日本救急救命士協会	⑥ 日本言語聴覚士協会
⑦ 日本作業療法士協会	⑧ 日本細胞診断学推進協会細胞検査士会
⑨ 日本歯科衛生士会	⑩ 日本診療情報管理士会
⑪ 日本病院薬剤師会	⑫ 日本診療放射線技師会
⑬ 日本理学療法士協会	⑭ 日本臨床工学技士会
⑮ 日本臨床心理士会	⑯ 日本臨床衛生検査技師会
⑰ 日本視能訓練士協会	⑱ 日本義肢装具士協会
⑲ 日本精神保健福祉士協会	
15. 日本救急救命士協会	16. 日本診療放射線技師会
17. 日本病院薬剤師会	18. 日本赤十字社
19. 日本臨床心理士会	20. 日本精神神経科診療所協会

■ 本会出席者：中板育美 常任理事



## おわりに

### －復興のカタチ、復興への想い－

日本看護協会は有事に備え、47 都道府県の看護協会との協働のもと、災害支援ナースの育成とその派遣システムを持っています。今回の平成 28 年熊本地震においても、そのシステムは役割を発揮しました。そのたび私たちに違う顔を見せる災害は、極限状態の中で臨機応変な対応を強いて、あらたな課題を残します。課題に真摯に向き合い、次なる災害の備えを強化するために、支援ナースの派遣及び活動についてまとめました。

災害時の看護の役割に焦点化すると、看護職は健康という切り口から支援します。とかく、災害時の看護といえば、超急性期のトリアージ・応急処置、救急搬送などをイメージするかも知れません。もちろん初動はそこに注力しますが、突然の脅威にさらされ、恐怖と不安をかかえながら避難所生活を強いられる者や在宅避難者すべてが、看護職の対象です。災害サイクルに沿って、その場に求められる看護に気づき、人々のそばで五感を働かせ、いま必要な看護を判断できる力が求められます。

そして復興は、地域の尊厳とこころの回復です。患者、住民、看護職など被災地で生き続ける人々の健康状態が維持され、「尊厳」と「誇り」を取り戻してはじめて“人間らしい生活の復興”が成しえるのだといわれます。

茫然自失の体験を経て被災者となりながら「わがまちは、わが手で守り、あらたに歩み出す」のもまた被災者であること、発災直前まで、あたりまえの日常をあたりまえに過ごしていた方々であることを念頭においた対応を心得ることを、私たちは、忘れてはなりません。

報告書作成に当たり、支援ナースや派遣元、派遣協会の皆様には多大なご協力をいただきました。感謝いたしますと同時に、熊本地震で被災された皆様にとって、一日も早い安寧の日々が訪れることをお祈りいたします。

平成 28 年 9 月  
公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 中板 育美



---

2016年9月  
作成 公益社団法人 日本看護協会  
看護開発部  
看護業務・医療安全課

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2  
TEL : 03-5778-8548  
※本資料の無断転載を禁じます

---